

willcrowd（ローン投資）取引約款

（本約款の目的及び適用範囲）

- 第1条 本約款は、ロックハワードレンディング株式会社（以下「営業者」といいます。）が行う金銭の貸付けにかかる事業に対する匿名組合出資（商法第535条に定める匿名組合契約にかかる出資をいいます。以下同じ。）に関して、営業者からその匿名組合出資にかかる出資持分の取得の申込みの勧誘の取扱い（以下「取得勧誘の取扱い」といいます。）の委託を受けたロックハワード証券株式会社（以下「当社」といいます。）とお客様（以下「出資者」といいます。）及び営業者と出資者との間におけるお取引に関する事項を定めることを目的とします。
- 2 出資者は、出資持分の取得の申込み（前項の「出資持分の取得の申込み」をいいます。以下同じ。）、その他の取引に関し、本約款のほか、当社が定める規則及び営業者と出資者との間で締結する匿名組合契約（以下「本出資契約」といいます。）の定めるところに従うものとします。

（定義）

第2条 本約款において使用する用語は、下記に定める意味を有するものとします。

「本対象事業」	営業者が行おうとする金銭の貸付けに関する事業を意味します。
「募集要項」	本対象事業の概要、出資総額、出資単位、分配金の計算方法及び分配の方法等の条件を意味します。
「本貸付契約」	本対象事業に関して営業者が一又は複数の借入人との間で締結するそれぞれの金銭の貸付契約を意味します。
「本借入人」	本貸付契約の借入人を意味します。
「営業日」	銀行法に定める銀行の休日以外の日（ただし、営業者が個別に指定する日を除きます。）を意味します。
「本出資金」	出資者が本対象事業のために本出資契約に基づき出資した出資金を意味します。
「その他出資契約」	本対象事業について、営業者が出資者以外の者との間で本出資契約と同一の条件（但し、出資の金額を除く。）で締結する一又は複数の匿名組合契約を意味します。

「その他出資者」	その他出資契約に基づき出資を行う匿名組合員を意味します。
「本ホームページ」	当社及び営業者が共同で、インターネット上において、出資持分の取得の申込みの勧誘等を行うために開設するページを意味します。
「willcrowd会員」	第3条（willcrowd会員の登録）第2項の規定により、当社においてwillcrowd会員として登録された者を意味します。
「マイページ」	willcrowd会員のために開設される、本ホームページ内におけるwillcrowd会員専用のページを意味します。
「分別管理口座」	本対象事業等にかかる金銭と営業者の自己の財産を分別管理するために開設した次の銀行口座を意味します。
	<p>① 取引口座 出資持分の取得の申込みにあたり出資者及びその他出資者があらかじめ営業者に対して入金した金銭、営業者が利益の分配及び本出資金（その他出資者の本出資金に相当する出資金を含みます。）の返還として出資者及びその他出資者に対して分配した金銭を管理するための口座</p> <p>② 貸付口座 本借入人に対して貸付けを実行するまえの一時的な金銭を管理するための口座</p> <p>③ 返済口座 本借入人からの返済金その他支払いを受ける金銭、貸付金の回収のために要する費用を管理するための口座</p>

（willcrowd会員の登録）

- 第3条 出資者は、本約款に定める取引のため、当社所定の手続により、willcrowd会員の登録申込を行うものとします。当該登録申込にあたり、出資者は、本ホームページの所定のページ上で会員アカウント及びパスワードを自ら設定し、住所、職業、勤務先、電話番号、取引口座からの出金に使用する出資者名義の銀行口座番号、その他当社の定める事項を登録し、当社及び営業者が求める書類を当社及び営業者に対してそれぞれ提出し、本約款その他当社が定める規則を承諾するものとします。
- 2 当社及び営業者は、前項の登録及び提出された書類に従い、それぞれ所定の審査を行い、willcrowd会員の登録申込の諾否は当社が判断するものとします。willcrowd会員の登録申込を承諾する場合には、当社において所定の手続を行い、かつ、営業者において取引口座

へ入金するための振込用口座番号を出資者に対して通知するものとします。但し、当社及び営業者は、出資者に対し、willcrowd会員の登録を行う義務又は当該登録の申込を承諾しなかった場合にその理由を説明する義務を負うものではありません。

- 3 出資者は、willcrowd会員の登録申込にあたり、営業者との間で締結することとなる匿名組合契約の内容に関する重要事項説明書（契約締結前交付書面）（金融商品取引法第37条の3第1項に定める書面）及び匿名組合契約成立案内書（契約締結時交付書面）（金融商品取引法第37条の4第1項に定める書面）につき、本ホームページ上より閲覧する形式の電磁的方法による提供を受けることについて承諾するものとします。
- 4 出資者は、第1項において自ら設定した会員アカウント及びパスワードを自己の責任において厳重に管理するものとし、会員アカウント及びパスワードが不正に利用されたことにより出資者が損害を被った場合においても当社及び営業者は一切その責任を負わないものとします。
- 5 出資者は、本約款又は本出資契約に基づき当社又は営業者が取得した出資者に関する一切の情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第12号に定める非公開情報を含みます。）について、当社が営業者に対して提供し又は当社が営業者から受領することを同意するものとします。
- 6 第1項に基づくwillcrowd会員の登録申込が一定期間経過後においても完了していない出資者の情報、第2項においてwillcrowd会員の登録申込が承諾されなかった出資者の情報について、当社及び営業者は一定期間経過後に当社及び営業者の判断によりこれらの情報を出資者に返還せず削除するものとし、出資者はこれに同意するものとします。

（willcrowd会員の登録の変更及び解約等）

第4条 出資者は、前条第1項により当社及び営業者に登録した事項又は提出した書類に変更が生じたときは、直ちにマイページ上の所定のページにおいて、所定の方法によりその旨の届出を行うものとします。

- 2 出資者は、未決済の取引がなく、かつ、当社及び営業者に対する債務がない場合には、当社所定の手続を行うことによりいつでもwillcrowd会員の登録を解約することができるものとします。また、当社は、出資者が本約款に違反した場合又は出資者が当社の定めるwillcrowd会員の登録資格に該当しなくなったと当社が判断した場合、書面による解約通知を行うことにより、いつでも当該登録を解約できるものとします。この場合の当該解約通知は、通常出資者に到達すべきであったときに、到達したものとみなすものとします。
- 3 前項によりwillcrowd会員の登録が解約された場合は、本約款の他の規定にかかわらず、当該解約により、未だ成立していない本出資契約の申込みは直ちに失効するものとします。但し、当該解約は、既に成立した本出資契約の効力に影響を及ぼさず、また、既に発生した本約款に定める当事者の義務を免責させないものとし、その限りにおいてwillcrowd会員の登録は存続するものとします。
- 4 第2項の規定に基づきwillcrowd会員の登録が解約される場合は、当該解約される日をもってwillcrowd会員の登録も失効するものとし、営業者は、当該失効する当日に出資者か

ら出金の通知があったものとみなし、第12条（出金手続）第3項及び第4項の定めに従い送金するものとします。

（リスクの理解）

第5条 出資者は、出資持分の取得の申込みにあたり、本出資契約に関する重要事項説明書（契約締結前交付書面）、募集要項、本出資契約の内容を熟読し、その内容を十分理解したうえで申込みを行うものとします。

（事前入金）

第6条 出資者は、本対象事業に関する出資持分の取得の申込みを行うにあたり、あらかじめ本対象事業に対して出資しようとする金額（以下「申込金額」といいます。）の全額を、出資者の名義で取引口座に送金（但し、送金は第3条（willcrowd会員の登録）第2項に定める振込用口座番号宛てとします。本項において同じ。）して入金するものとし、申込金額を超える金額の入金は行わないものとします。出資者は、当社での当該入金等の確認後においてのみ申込みを行うことができるものとします。送金に必要な銀行送金手数料は出資者の負担とします。なお、出資者が当該出資者の名義と異なる名義で金銭を取引口座に送金した場合、営業者は当該金銭を当該出資者に返金するものとし、当該返金にかかる銀行送金手数料は当該出資者の負担とします。

（本出資契約の申込み）

第7条 営業者は、本借入人から本貸付契約の申込みがなされた場合には、あらかじめ営業者が定める内規に従い審査を行い、営業者が適当と判断する申込みについて、当社に取得勧誘の取扱いを委託するものとし、当社はこれに基づき出資持分の取得の申込み手続に付するものとします。

- 2 当社は、前項に基づき委託をうけた取得勧誘の取扱いにあたり、本ホームページ上に募集要項、その他必要事項を掲載するものとし、出資者は、当該掲載されている情報、本出資契約、本出資契約に関する重要事項説明書（契約締結前交付書面）の内容を確認し、不明点、その他について必要に応じて当社に質問をし、取引の内容やリスク等を十分理解したうえで、当社に対して出資持分の取得の申込みを本ホームページ上の所定欄から申込金額を入力して行うものとします。

（申込みの取消し）

第8条 出資持分の取得の申込みの取消しは、出資者及びその他出資者からの申込金額の総額が営業者の定める最低成立金額に達するまでの間において、出資者が本ホームページの所定の画面から当該取消しの申込みを行い、当社が当該取消しの申込みを承諾した場合のみ可能とします。

(匿名組合契約の成立)

- 第9条 本出資契約は、出資者が当社に対して出資持分の取得の申込みをし、出資者及びその他出資者からの申込金額の総額が営業者の定める最低成立金額に達した場合に、営業者がこれを承諾し、かつ、本貸付契約に基づく金銭の貸付けを実行した日に、出資者と営業者との間で成立するものとし、営業者はその旨をマイページ上に表示させることにより、出資者に通知するものとします。
- 2 本出資契約は、別紙<willcrowd (ローン投資) 匿名組合契約約款>に従い又はこれに準じて、営業者が本対象事業ごとに個別に定めるものとします。

(分配)

- 第10条 営業者は、本出資契約に基づき出資者に分配した金銭を取引口座において管理するものとします。
- 2 出資者は、前項に基づき営業者から分配された金銭について、出資持分の取得の申込みを予定している場合を除き、速やかに出金手続を行うものとします。

(分別管理)

- 第11条 営業者は、分別管理口座を開設し、本対象事業等にかかる金銭と自己の財産を分別管理するものとします。なお、分別管理口座において管理される金銭には出資者に対する利息は付さないものとします。

(出金手続)

- 第12条 営業者は、取引口座からの出金可能額を出資者のマイページ上に表示させることにより、出資者に通知するものとします。
- 2 出資者は、出金可能額の範囲内において出金希望額をマイページの所定欄に入力し、営業者に通知するものとします。
- 3 営業者は、前項の通知を受け付けた日（通常通知した日の当日又は翌営業日）の翌営業日から起算して3営業日以内に出資者が指定した口座に、出金希望額から送金手数料を控除した金額を送金するものとします。このとき、当該送金手数料は、同一月内の初回については無料（営業者の負担）とし、2回目以降については出資者の負担とします。
- 4 前項にかかわらず、出金希望額が送金手数料に満たない場合は、営業者は、第2項の通知の受け付けを留保又は拒否することができるものとします。
- 5 営業者は、一定期間出資持分の取得の申込みがなく、成立している本出資契約がない出資者に対して、営業者の判断により、登録されている当該出資者の銀行口座に全額送金するものとし、出資者はこれに対して一切異議を申し立てないものとします。

(表明及び保証等)

- 第13条 出資者は、当社及び営業者に対し、willcrowd会員の登録、出資持分の取得の申込み及び本出資契約の締結の各時点において次の各号に定める事項が真実かつ正確であり、

willcrowd会員の登録期間中においても当該各号に定める事項を遵守し又は相反しないことを表明し保証します。

- (1) 出資者による出資持分の取得の申込み及び本出資契約の締結並びにこれらに基づく各義務の履行及び取引の実行は、その権利能力及び行為能力の範囲内の行為であること。なお、出資者が法人である場合には、出資者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、かつ、本出資契約を締結し、本出資契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること並びに本出資契約に規定する各義務の履行及び本出資契約において企図される取引の実行は、出資者の事業目的の範囲内の行為であり、かかる本出資契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び出資者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
- (2) 出資持分の取得の申込み及び本出資契約の締結により、出資者の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
- (3) 出資者による出資持分の取得の申込み、本出資契約の締結、本出資契約に規定する各義務の履行及び本出資契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意若しくはかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、出資者の定款その他の内部規程、出資者自身が当事者となっている契約又は出資者若しくは出資者の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
- (4) 出資者の経済状況又は出資者による出資持分の取得の申込み、本出資契約の締結、同契約に規定する各義務の履行若しくは同契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停又は行政手続も係属していないこと。
- (5) 出資者は支払不能ではなく、かつ出資者について破産手続開始、再生手続開始、その他出資者に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、当該申立の原因は存在しないこと。
- (6) 出資者が本約款の規定に従い、当社に提出した情報は、真実、正確かつ完全であること。
- (7) 出資者が行う出資持分の取得の申込みその他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査及び評価をなした後の完全な自己の判断に基づくものであること。
- (8) 出資者が営業者に入金した金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第2条4項に規定する「犯罪収益等」でないこと。
- (9) 出資者（出資者が法人である場合には、その役職員、顧問、取引先その他出資者と関係のある者を含む。以下同じ。）は、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、出資者は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用

いて当社及び営業者の信用を毀損し又は当社及び営業者の業務を妨害する行為等を行わないこと。これらに違反したことにより、当社及び営業者に損害が生じた場合は、出資者はその損害を賠償し、出資者等に損害が生じた場合は、当社及び営業者はその損害に対して一切賠償ないし補償をせず、出資者等は当社、営業者その他第三者に対してその損害を一切請求しないこと。

(10) 出資者は、本対象事業について、その運営に関与せず、本対象事業を執行する権利、本対象事業に関して意思決定する権利、営業者を代理する権利その他本対象事業に関するいかなる権利も有しないことを確認し、当該各権利を有しているかのような行為（作為及び不作為を含む）をせず、外観を作出しないこと。

(11) 出資者は、①本対象事業に関し、理由の如何を問わず、自ら又はその関係者をして、本借入人（連帯保証人、物上保証人等本借入人とともに返済義務又は責任を負う者を含みます。以下、本号において同じ。）と直接の接触（電話、書面、面談、メール、その他一切の方法・態様を含みます。以下、同じ。）をせず、②本借入人が出資者に対し直接に接触した場合は、これに応じることなく、直ちに営業者に通知するとともに、営業者の指示に従うこと。また、出資者がこれらに違反した場合、貸金業法に違反し又はそのおそれがあることを確認するとともに、これにより出資者に不利益又は損害が生じたとしても、営業者又は当社に対し、何らの請求及び責任追及をせず、本出資契約に従い本出資契約が終了することに一切異議を申し立てないこと。

2 出資者は、本対象事業の結果が何ら保証されていないことを理解したうえで、自らの判断と責任において出資持分の取得の申込みをし、本出資契約に基づく出資を行うものであることを表明し保証するものとします。

（通知）

第14条 本約款に基づく出資者に対する通知は、マイページに登録された住所又はメールアドレス（以下、本条において「住所等」という。）宛ての書面又は電子メールの方法によるものとします。

2 出資者が、住所等に変更事項が生じた場合は、マイページ上の所定のページにおいて、所定の方法にて、直ちに変更をし、当社の定める所定の書類の提出を行うものとします。

3 出資者が当社に届け出た住所等になされた本約款に基づく諸通知が、転居、不在、受領拒否、その他出資者の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとします。

（譲渡制限）

第15条 出資者は、当社及び営業者の事前の書面による承諾無く、その他本約款に基づく権利又は義務を譲渡、担保設定、その他の処分をすることができないものとします。

（本約款の変更）

第16条 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款を変更した場合、当社は遅滞なく本ホームページ上に掲載するものとし、当該掲載をもって変更後の本約款は有効になるものとし、出資者はこれに同意するものとします。

(免責事項)

第17条 当社及び営業者は、次の各号から生じる事由から出資者に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 出資者の口座番号、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用又は漏えい
- (2) 出資者、本借入人、営業者又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本ホームページを含む。）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 本借入人の本貸付契約申込に関する事実と相違する事項の告知又は当該事項を内容とする文書・情報等の提出等

(準拠法)

第18条 本約款は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

(管轄)

第19条 出資者は、本約款に関連する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

<willcrowd（ローン投資）匿名組合契約約款>

（目的等）

第1条 本約款は、お客様（以下「出資者」といいます。）とロックハワードレンディング株式会社（以下「営業者」といいます。）との間における営業者が営む本対象事業に対し出資者が匿名組合出資（商法第535条に定める匿名組合契約にかかる出資をいいます。以下同じ。）を行い、営業者が本対象事業から生ずる利益及び損失を出資者に割り当てることを内容とする匿名組合契約に関し、適用されるものです。

（定義）

第2条 本約款において使用する用語の定義は、特別の定め又は別異に解する特段の事由がない限り、次に定める意味を有するものとします。

「本出資契約」 本約款に基づき、出資者と営業者の間において成立した商法第535条に定める匿名組合契約を意味します。

「本出資金」 出資者が本対象事業のために本出資契約に基づき出資した出資金を意味します。

「その他出資契約」 本対象事業について、営業者が出資者以外の者との間で本出資契約と同一の条件（但し、出資の金額を除く。）にて締結する一又は複数の匿名組合契約を意味します。

「その他出資者」 その他出資契約に基づき出資を行う匿名組合員を意味します。

「本総出資者」 出資者及びその他出資者の全員を意味します。

「本出資総額」 本出資金及びその他出資者による出資金の総額を意味します。

「本出資割合」 本出資金の本出資総額に対する割合を意味します。

「本対象事業」 営業者が実施する次の融資事業等であつて、出資者に対する出資の申込みの勧誘にあたりその概要を示した案件を意味します。

- ① 不動産（取得または建設予定の不動産を含む。②において同じ。）を担保とする融資事業
- ② 不動産を裏付けとした債権、その他の権利を担保（質権または譲渡担保など）とした融資事業
- ③ 前各号の定めに基づいた投融資事業（運転資金目的を含みます。）

「本貸付契約」 本対象事業に関して、営業者と一又は複数の借入人との間にて、<ローン約款>に従い又は準じて締結される金銭消費貸借契約を意味します。

「本貸付関連契約」	本貸付契約及びこれに関連する契約であって、<ローン約款>において定義される「本貸付関連契約」を意味します。
「本借入人」	本貸付契約に基づき借入を行った者（債務者）又はその承継人を意味します。
「保証人等」	本貸付関連契約に基づき営業者に対し支払義務、その他の義務又は責任を負う保証人、担保権設定者、担保権設定物件の所有者、担保権設定債権の債権者及び債務者であって、本借入人以外の者を意味します。
「貸付金利」	本貸付契約に定める約定金利（年利）を意味します。
「営業者報酬年率」	営業者が貸付金利未満の利率の範囲で指定する次に定める年率を意味し、営業者報酬の算定に使用される所定の年率をいいます。
「契約期間」	第3条（本出資契約）第2項に定める本出資契約の成立の日から第13条（出資契約の終了）第1項に定める本出資契約の終了の日までの期間を意味します。
「計算期間」	毎月1日（同日を含む）～同月末日（同日を含む）までの各1ヶ月間とします。但し、最初の計算期間は、契約期間の初日からその翌月の末日までとし、最後の計算期間は、直前の計算期間の末日の翌日から本出資契約の終了の日までとします。なお、計算期間が開始した日以降、計算期間の末日又は本出資契約の終了の日より前の日に営業者の決算日又は解散の日等、営業者の法人税法上の事業年度が終了し、又は、終了したとみなされる日が到来した場合においては、計算期間もその日に終了したものとみなし、次の計算期間に限り、同日の翌日を始期とし、その月の末日を終期とします。
「分別管理口座」	営業者が自己の財産と分別管理するために開設した次の銀行口座を意味します。 ① 取引口座 出資の申込みにあたり出資者及びその他出資者があらかじめ営業者に対して入金した金銭、営業者が利益の分配及び本出資金（その他出資者の本出資金に相当する出資金を含みます。）の返還として出資者及びその他出資者に対して分配した金銭を管理するための口座 ●●●銀行 ●●●支店 普通預金 口座番号：●●●●●●●● 口座名義：●●●●●● ② 貸付口座 本借入人に対して貸付けを実行するまえの一時的な金銭を管理するための口座 ●●●銀行 ●●●支店 普通預金 口座番号：●●●●●●●● 口座名義：●●●●●●

③ 返済口座

本借入人からの返済金その他支払いを受ける金銭、貸付金の回収のために要する費用を管理するための口座

●●●銀行 ●●●支店 普通預金

口座番号：●●●●●●●●

口座名義：●●●●●●

「法的倒産手続」 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算、特定調停手続及びこれらに類する日本国内外の類似の会社の債務の整理、清算若しくは倒産処理手続を意味します。

「債権回収受託者」 債権管理回収業に関する特別措置法に基づき許可を受けた債権管理回収会社、弁護士、その他債権管理回収に関し適法な資格を有する第三者を意味します。

(本出資契約)

第3条 出資者は、本約款の定めに従い、自らの判断と責任により、本対象事業のために営業者に対する出資を行います。

- 2 本出資契約は、出資者が、出資の申込みをするとともに、あらかじめ出資しようとする金銭を取引口座に送金する方法により入金し、営業者がこれを承諾し、かつ、本貸付契約に基づく金銭の貸付けを実行した日に、出資者と営業者との間で成立するものとします。出資者の出資は、出資者があらかじめ取引口座に入金した金銭を営業者が貸付口座に送金する方法により行います。なお、同一の出資者が2以上の出資の申込みを行った場合、営業者は、当該2以上の出資の申込みについて、まとめてひとつの本出資契約が成立したのものとして取り扱い、本約款の定めを適用することができるものとします。
- 3 営業者は、本出資金を含む本出資総額を原資として本借入人に対して本貸付契約を締結し貸付けを行い、本対象事業から生ずる利益及び損失を出資者に分配するものとします。
- 4 本貸付契約の借入人、借入人に対して貸し付ける元本金額、貸付の時期、貸付金利、その他の条件は、営業者がその裁量により決定するものとします。
- 5 営業者及び出資者は、(1) 本出資契約が商法第2編第4章に定める匿名組合にあたること、及び(2) いかなる意味においても、出資者と本借入人及び保証人等との間に、本出資契約又は本貸付関連契約に基づき権利義務関係が成立するものでないことを確認します。
- 6 出資者は、第12条第2項第(10)号に違反した場合、貸金業法に違反し又はそのおそれのあることを確認し、これにより出資者に不利益又は損害が生じたとしても、営業者及びロックハワード証券株式会社に対し、何らの請求及び責任追及をしないものとします。
- 7 出資者は、本出資契約について、本出資金の元本が保証されず、分配が保証されないこと、営業者より支払われる金額の総額（利益の分配及び本出資金の返還を含みます。）は本対象事業の運営状況により本出資金の総額より少ない場合があり得ること、本出資契約に基づく権利は

流動性が極めて低く売却等による換金が困難であること、その他のリスクを伴うことを承諾しています。

(本対象事業の遂行)

第4条 本約款に規定がある場合を除き、営業者は本出資金により、本貸付契約に基づく貸付け、管理、回収、その他必要な一切の行為により、自ら本対象事業を行うものとします。

- 2 営業者は、本約款に明示的に定める場合を除き、その裁量に従い、本対象事業の目的を達成するために必要または有益と考える行為をすることができるものとします。
- 3 本対象事業は、営業者の判断において行い、営業者は、本対象事業の遂行につき、本約款に明示的に定める場合を除き、出資者の同意を要しないものとします。
- 4 出資者は、本約款に明示的に定める場合を除き、本対象事業の遂行に一切の関与をすることはできず、訴訟上、訴訟外を問わず、本借入人及び保証人等に対して、本貸付契約に基づく貸付金の返済、その他の請求又は連絡をしないものとします。
- 5 本貸付契約に基づく貸付債権、その他本対象事業に基づく一切の財産は、営業者に帰属するものとし、出資者は、これに対して一切の持分を有しないものとします。
- 6 営業者は、本対象事業（営業者が行う本対象事業と同種の他の事業を含みます。）にかかる金員及び本総出資者（営業者が行う本対象事業と同種の他の事業に対する本総出資者に相当する者を含みます。）に帰属する金員をそれぞれ一括して、営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の分別管理口座にそれぞれ預金し、分別管理します。
- 7 営業者は、本対象事業に係る金員及び出資者に帰属する金員を、本対象事業と同種の他の事業に関する金員及び他の出資者（その他出資者及び本対象事業と同種の他の事業に対する本総出資者に相当する者を含みます。）に帰属する金員と、それぞれ適切に区分して経理します。

(損益の計算及び分配)

第5条 営業者は、本対象事業により各計算期間中に生じた損益について、本条各項の定めに従い、出資者に分配します。

- 2 前項に定める「損益」とは、日本における一般に公正妥当と認められる会計原則（ただし、会計上の処理と税法上の処理が異なる場合には、税法上の処理を優先するものとします。なお、本貸付契約に基づく本借入人からの遅延損害金については、その回収があった時点で収益として認識する会計処理を採用するものとします。）に従い決定され、本対象事業の遂行から生じた次の収益及び損失・費用（但し、本借入人又は保証人等が負担した費用は除く）から算定するものとします。

収益	本貸付契約に基づき本借入人から支払いを受ける支払利息及び遅延損害金（本借入人から受領する融資実行手数料及び期日前弁済手数料を除きます。）
損失 費用	租税・公租公課、及びこれに類する負担金等 営業者が本対象事業を行うために必要な業務を委託する契約に関する手数料（債権回収受託者に関する手数料を含みます。）

担保権実行、訴訟、その他法的手続に要した費用 担保権設定物件・権利の換価に要した費用 その他本対象事業の実施のために必要となる費用 本貸付契約にかかる貸付債権の貸倒損失及び譲渡損失 営業者報酬
--

- 3 本対象事業にかかる損益分配の計算を行うにあたり、営業者の法人税法上の所得計算に関して本対象事業に係る損益について申告調整が必要な場合（営業者の法人税申告期限後に判明したものを含みます。）に関しては、分配すべき金額において調整するものとします。
- 4 損益の分配の結果、出資者に分配された損失累計額が本出資金の額を超過する場合においても、出資者は本出資金の額の範囲内でのみ負担するものとします。
- 5 営業者は、本対象事業に関し、各計算期間において利益（収益が費用を上回る場合であって、その差額をいいます。以下「当期利益」といいます。）が生じた場合には、出資者に、当期利益に本出資割合を乗じて得られる金額（以下「配当利益」といいます。）を、分配するものとします。ただし、前計算期間からの繰越損失がある場合、将来合理的に予測される支払いのための準備金の繰入れが必要である場合、その他営業者が必要と認める場合には、当該計算期間の配当利益の金額を限度として、かかる損失等を配当利益から控除できるものとします。
- 6 営業者は、本対象事業に関し、各計算期間において損失（費用が収益を上回る場合であって、その差額をいいます。以下「当期損失」といいます。）が生じた場合には、出資者に、当期損失に本出資割合を乗じて得られる金額を分配するものとします。ただし、本貸付契約にかかる貸付債権の貸倒損失又は譲渡損失が生じた場合には、貸倒損失又は譲渡損失が生じた計算期間における各出資者に対する当期損失は、貸倒損失又は譲渡損失が生じた計算期間末日時点における各出資者の未分配の配当利益及び出資金の合計額から、第9条（期限の利益喪失等の場合）第2項に定める出資者へ分配すべき残額を控除した金額とします。
- 7 各当事者は、本約款に基づき行われる取引に関し各当事者に課される租税のすべて（本条に基づき出資者に対して行われる利益の分配に課される税金を含みます。）につき、自らこれを負担するものとします。なお、出資者は、適用ある税法の規定に従い、本条に基づき出資者に対して行われる利益の分配に関して課される租税相当額を営業者が源泉徴収することにつき同意するものとします。
- 8 本条及び本約款のその他の規定にかかわらず、営業者が必要と認める場合には、本条及び本約款のその他の規定による方法によらず、本出資割合に応じて平等にかつ合理的な方法により、出資者の損益を算定し、出資者利益及び出資者損失を分配できるものとします。
- 9 営業者は、上記の分配について、その裁量により端数処理できるものとします。

（営業者報酬）

第6条 営業者は、本対象事業における各計算期間の末日に、以下の方法により算出される金額を取得するものとします（以下「営業者報酬」といいます。）。ただし、当該末日現在において営業者報酬に充てるべき現金がない場合には、営業者報酬の支払いは繰り延べられるものとします。

A（全体収益）：

計算期間内に発生する案件毎の利息（遅延損害金を含みます。以下「案件別収益」といいます。）を合算した金額
（案件別収益の合計）

B（調整前営業者報酬）：

案件別収益毎に、営業者報酬年率を貸付金利で除した値を乗じた金額（1円未満切捨て）を算出し、それらを合算した金額
（案件別収益×営業者報酬年率÷貸付金利）の案件毎の合計

C（営業者報酬）：

本総出資者毎に、Bに各自の本出資割合を乗じた金額（1円未満切捨て）を算出し、それらを合算した金額
（調整前営業者報酬×本出資者割合）の本総出資者毎の合計

（当期分配金の分配）

第7条 営業者は、出資者に対して、各計算期間において生じた、配当利益相当額を基準に営業者が定めた金額の現金（以下「当期分配金」といいます。）の分配を行うものとします。なお、当期分配金の金額が、第5条（損益の計算及び分配）に規定する配当利益の分配金額を超える場合、当該超過分は、出資金の返還として処理するものとします。ただし、出資金の返還により出資金の全額を返還した場合においても、第13条（出資契約の終了）及び第14条（本出資契約の解除）に基づき契約が終了する場合を除き本出資契約は存続するものとします。

- 2 前項による当期分配金の分配は、各計算期間の末日から60日以内の営業者が相当と判断する時期に、営業者が取引口座に送金する方法により行うものとし、出資者は、営業者が別に定める出金手続を行うものとします。ただし、分配することができる現金の金額が、前項に従って分配すべき当期分配金の金額に満たない場合には、当該分配は繰り延べられるものとし、また、本借入人について本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合又は最終期限を徒過した場合等には、その後の貸付債権の回収費用に充当するため、営業者は当期分配金の分配を行わないことができるものとします。
- 3 営業者は、上記の分配について、その裁量により端数処理できるものとします。

（出資金の返還）

第8条 営業者は、各計算期間において本借入人又は保証人等から本貸付契約の元本の返済を受領した場合には、出資者に対し、当該受取貸付元本額に本出資割合を乗じて得られる金額を出資金の返還として分配するものとします。

- 2 前項による出資金の返還は、営業者が相当と判断する時期に、営業者が取引口座に送金する方法により行うものとし、出資者は、営業者が別に定める出金手続を行うものとします。ただし、分配することができる現金の金額が、前項に従って分配すべき出資金の返還の金額に満たない場合には、当該分配は繰り延べられるものとし、また、本借入人について本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合又は最終期限を徒過した場合等には、その後の貸付債権の回収費用に充当するため、営業者は出資金の返還としての分配を行わないことができるものとします。

3 営業者は、上記の分配について、その裁量により端数処理できるものとします。

(期限の利益喪失等の場合)

第9条 出資者は、本借入人が、本貸付契約に定める債務の最終返済期限に債務の支払いをしない場合、本貸付契約に係る借入債務の期限の利益を喪失した場合、その他貸付関連契約の定めによる場合に、営業者がその裁量に従い、次の各号の процедуруを行うことについて、予め承諾します。また、出資者は、営業者に対し、営業者がその合理的裁量に従い、当該 процедуруを行わないこと（担保権又は保証の全部または一部を実行しない又は解除を含みます。）につき、予め承諾します。

- (1) 担保権の実行（法定の procedure によらず、任意に換価処分する場合を含みます。）
- (2) 訴訟、強制執行、その他の法的手続
- (3) 債権管理回収業に関する特別措置法に基づき許可を受けた債権管理回収会社、弁護士その他の的確な第三者（以下「債権回収受託者」といいます。）に対する委託
- (4) 第三者に対する債権譲渡
- (5) その他回収に必要な procedure 又は行為

2 営業者は、前項各号の procedure 等を行った場合において、これに基づき金員を回収した場合には、出資者に対し、回収金から当該 procedure 等に要した手数料及び費用を差し引いた残額を基に損益額を計算し、当該損益額に本出資割合を乗じた金額を以下の順序により分配するものとします。

- (1) 未分配の利益
- (2) 本出資金残金
- (3) 当該回収に係る営業者報酬
- (4) 遅延損害金に係る利益

3 営業者は、上記の分配にあたり、源泉徴収が必要な税金額を控除することができます。但し、上記分配にかかる金員が、前項第(1)号及び第(2)号の合計額に満たない場合には、出資者に対する同項(1)の分配額から源泉徴収税相当額は控除せず、必要な源泉徴収税相当額は営業者が負担するものとします。

4 営業者は、前2項の分配について、その裁量により端数処理できるものとします。

(会計書類及び報告)

第10条 営業者は、本対象事業に関連するすべての取引について、一般に公正妥当と認められる会計基準に従い、適切な会計帳簿及び記録を作成し、これを保持するものとします。

2 営業者は、出資者に対し、各計算期間の末日経過後、遅滞なく、当該計算期間に行った配当利益の分配額等の報告を行うものとします。

(善管注意義務)

第11条 営業者は、関係各法令の規定に従い、本対象事業を善良なる管理者の注意をもって実施するものとします。

(表明及び保証)

第12条 営業者は、出資者に対し、本出資契約締結日において、次の各号の事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。ただし、営業者は、下記の各号に掲げる事項のほかは、本対象

事業の成功又は出資者に対する本出資金の全額の返還を含め、明示又は黙示を問わず、一切の表明又は保証をしません。

- (1) 営業者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、自己の財産を所有し、かつ、本出資契約を締結し、本出資契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。
- (2) 営業者による本出資契約の締結、本出資契約に規定する各義務の履行及び本出資契約において企図される取引の実行は、営業者の事業の目的の範囲内の行為であり、営業者は、かかる本出資契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
- (3) 本出資契約は、その締結により、営業者の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
- (4) 営業者による本出資契約の締結、本出資契約に規定する各義務の履行及び同契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意若しくはかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、営業者の定款その他の内部規程、営業者自身が当事者となっている契約又は営業者若しくは営業者の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
- (5) 営業者の財務、経営の状況又は営業者による本出資契約の締結、本出資契約に規定する各義務の履行若しくは本出資契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
- (6) 営業者について、法的倒産手続の開始又はその申立ては行われておらず、当該各開始の原因は存在しないこと。

2 出資者は、営業者に対し、本出資契約締結の時点において次の各号に定める事項が真実かつ正確であり、本出資契約の締結中においても当該各号に定める事項を遵守し又は相反しないことを表明し保証します。

- (1) 出資者による本出資契約の締結並びにこれに基づく各義務の履行及び取引の実行は、その権利能力及び行為能力の範囲内の行為であること。なお、出資者が法人である場合には、出資者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、かつ、本出資契約を締結し、本出資契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること並びに本出資契約に規定する各義務の履行及び本出資契約において企図される取引の実行は、出資者の事業目的の範囲内の行為であり、かかる本出資契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び出資者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
- (2) 本出資契約の締結により、出資者の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
- (3) 出資者による本出資契約の締結、本出資契約に規定する各義務の履行及び本出資契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意若しくはかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、出資者の定款その他の内部規程、出資者自身が当事者となっている契約又は出資者若しくは出資者の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
- (4) 出資者の経済状況又は出資者による本出資契約の締結、同契約に規定する各義務の履行若しくは同契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停又は行政手続も係属していないこと。

- (5) 出資者は支払不能ではなく、かつ出資者について破産手続開始、再生手続開始、その他出資者に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、当該申立の原因は存在しないこと。
- (6) 出資者が行う本出資契約の締結その他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査及び評価をなした後の完全な自己の判断に基づくものであること。
- (7) 出資者の本出資契約に基づく出資は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第2条4項に規定する「犯罪収益等」でないこと。
- (8) 出資者（出資者が法人である場合には、その役職員、顧問、取引先その他出資者と関係のある者を含みます。以下同じ。）は、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、出資者は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて営業者の信用を毀損し又は営業者の業務を妨害する行為等を行なわないこと。これらに違反したことにより、営業者に損害が生じた場合は、出資者はその損害を賠償し、出資者に損害が生じた場合は、営業者はその損害に対して一切賠償ないし補償をせず、出資者は営業者その他第三者に対してその損害を一切請求しないこと。
- (9) 出資者は、本対象事業について、その運営に関与せず、本対象事業を執行する権利、本対象事業に関して意思決定する権利、営業者を代理する権利その他本対象事業に関するいかなる権利も有しないことを確認し、当該各権利を有しているかのような行為（作為及び不作為を含む）をせず、外観を作出しないこと。
- (10) 出資者は、本借入人又は保証人等に関し、次に定める事項を遵守すること。
 - ① 本出資契約又は本貸付関連契約に関し、理由の如何を問わず、自ら又はその関係者をして、本借入人又は保証人等と直接の接触（電話、書面、面談、メール、その他一切の方法・態様を含む。②において同じ）をしない。
 - ② 本借入人又は保証人等が出資者に対し直接に接触した場合は、これに応じることなく、直ちに営業者に通知するとともに、営業者の指示に従う。

（出資契約の終了）

第13条 本出資契約は、本対象事業に基づく本貸付契約について、全ての本借入人及び保証人等からの受取貸付元本、支払利息、支払遅延損害金及びその他の費用の分配を全て完了した時点をもって終了するものとします。なお、「分配を全て完了した時点」には、次の各場合を含むものとします。

- (1) 本借入人及び保証人の双方について、法的倒産手続開始の決定がなされた場合であって、当該手続において、当該貸付債権及び保証債務履行請求債権に関する最後配当（またはこれに類似する手続。以下本条において同じ。）を受け、その分配を完了した時点
 - (2) 第9条（期限の利益喪失等の場合）第1項第(4)号の規定に基づき、営業者が、本貸付契約に基づく債権を第三者に譲渡し、譲渡代金の分配を完了した時点
 - (3) 第9条（期限の利益喪失等の場合）第1項に定める手続等が終了し（当該手続を実施しないことを営業者が決定した場合を含みます。）、その回収金の分配を完了した時点であって、営業者がその後の回収が見込めないと合理的に判断したとき
- 2 本出資契約の終了によっても、営業者又は出資者は、既に発生していた債務若しくは責任又はかかる終了の時までに存した原因に基づく債務若しくは責任を免れないものとします。

- 3 本出資契約の終了は、当該終了若しくは期間満了の後も本出資契約の規定に従い、その効力を保持する旨明示又は黙示に意図された当事者の権利義務（第19条（秘密保持義務）を含みますがこれに限りません。）について影響を及ぼさないものとします。

（本出資契約の解除）

第14条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由が発生した場合には、営業者は、出資者に通知した上で、本出資契約を解除することができるものとします。

- (1) 出資者に対し、法的倒産手続開始の決定がなされた場合
- (2) 出資者の行為（作為又は不作為を問わず、また、本出資契約との関係の有無を問わない）により、営業者が本出資契約の継続に重大な悪影響があると判断した場合
- (3) 本対象事業の継続が不可能若しくは著しく困難となったと営業者が合理的に判断し、本対象事業の終了が決定された場合
- (4) 出資者が本出資契約に基づく金銭の支払義務の履行を7日以上遅滞した場合
- (5) 出資者が第12条第2項第(10)号に違反した場合
- (6) 前2号に定めるほか、出資者が本出資契約、その他の約束又は合意に違反した場合。ただし、その是正又は解消が可能である場合には、営業者から出資者に対して行われた催告後30日間に違反が是正又は解消しない場合に限る。

- 2 本出資契約について、商法第540条第2項の定めにかかわらず、出資者は、本出資契約を解除できないものとします。

- 3 営業者が、破産手続開始の決定を受けた場合には、本出資契約は当然に終了するものとします。

（本出資契約が解除された場合の処理）

第15条 前条第1項に基づき本出資契約が解除された場合、営業者は、相当と認める方法により、出資者に対して、本出資金のうち返還未了額を遅滞なく返還するものとします。ただし、営業者が必要と認める場合は、営業者は、その他出資契約の全部が終了する時点において、当該返還金額を確定・精算し、かつ利息を付することなく返還するものとします。

- 2 前項の定めにかかわらず、前条第1項第(2)号、第(5)号又は第(6)号に基づき本出資契約が解除された場合（但し、第(6)号による場合はその違反が重大な場合に限る）、営業者は、出資者に対する本出資金の返還又は分配金の全部又は一部を行わないことができるものとします。

（責任財産限定特約、強制執行不申立）

第16条 営業者による本出資契約に基づく債務の支払は、営業者が本対象事業に関して取得し又は保有する財産（以下「責任財産」といいます。）のみを引当として、その範囲内でのみ行われ、営業者の有する他の資産には一切及ばないものとし、出資者はこれを異議なく承諾するものとします。

- 2 出資者は、本出資契約に基づき営業者に対して取得する債権の回収を図るため、営業者のいかなる財産についても差押、仮差押、その他の執行手続の開始若しくは保全処分又は法的倒産手続の申立てを行わないものとします。

3 出資者は、第13条（出資契約の終了）第1項による契約終了の時点又は第15条（本出資契約が解除された場合の処理）に基づく清算の終了時点において、本出資契約に基づく営業者の未払債務が残存する場合には、当該未払債務に係る請求権を当然に放棄したものとみなされることに同意するものとします。

（不保証）

第17条 出資者は、自らの判断と責任において本出資契約に基づく出資を行うものであり、営業者は、本対象事業の結果について何ら保証しないものとします。

（譲渡制限）

第18条 出資者は、営業者の事前の書面による承諾無く、本出資契約、本出資契約に係る出資持分又はその地位、その他本約款に基づく権利又は義務を譲渡、担保提供、その他の処分をすることができないものとします。

（秘密保持義務）

第19条 営業者及び出資者は、次の各号に定める場合を除き、本出資契約に基づき、又はこれらに関して知り得た関係当事者に関する秘密情報について、第三者に開示せず、かつ、本出資契約の目的以外に使用しないものとします。本条に基づく義務は本出資契約終了後も2年間は存続するものとします。

- (1) 適用法令、行政官庁の要請ある場合
- (2) 本出資契約に関連して締結される契約に関して必要とされる場合
- (3) 会計士、弁護士、および本出資契約に関し助言を行う者（法令又は契約上守秘義務を負う者に限る）に開示する場合
- (4) その他当事者間で別途合意する場合

（修正・変更）

第20条 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が変更された場合、営業者は遅滞なくその内容を電磁的方法その他営業者の定める合理的な方法により出資者に提供するものとし、同提供後に出資者が本出資契約を行った場合には、その変更に同意したものとします。営業者の本対象事業の円滑な遂行のため必要な事項については、出資者はこれに協力するものとします。

（準拠法）

第21条 本約款は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

（管轄）

第22条 出資者は、本約款に関連する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

ローン約款

(定義)

第1条 本ローン約款において使用される用語の意味は、別段の定めがある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、次に定めるところによるものとする。

「本貸付契約」	貸付人と借入人が本ローン約款の内容にて締結した金銭消費貸借契約を意味する。
「本貸付」	本貸付契約に従って貸付人が借入人に対して実行する貸付(金銭交付)を意味する。
「貸付実行前提条件」	<別紙・貸付実行前提条件>に定める条件を意味する。
「本貸付金」	本貸付により借入人が交付を受けた貸付金を意味する。
「本貸付金債権」	本貸付契約に基づく貸付人の借入人に対する、元金債権、利息債権、遅延損害金請求権、費用償還請求権、融資手数料請求権、期限前弁済手数料請求権、その他一切の金銭債権を意味する。
「本担保権設定契約」	本貸付金債権を被担保債権として設定された担保権の設定契約を意味する。
「本担保権」	本担保権設定契約に基づき設定された担保権を意味する。
「本担保設定債権」	本担保権が債権質権又は債権譲渡担保である場合において、本担保権が設定された債権を意味する。
「第三債務者」	本担保設定債権の債務者を意味する。
「本担保物件」	本担保権が設定された物件又は本担保設定債権を被担保債権とする(根)抵当権が設定された物件を意味する。
「本担保物件所有者」	本担保物件を所有する者を意味する。
「本連帯保証」	貸付人と連帯保証人との間において、本ローン約款の内容にて締結した本貸付金債権を目的とする連帯保証契約及びこれに基づく連帯保証人の連帯債務履行債務を意味する。
「本貸付関連契約」	本貸付契約、本担保権設定契約、本連帯保証、借入人と第三債務者及び本担保物件所有者との間の本担保設定債権に係る金銭消費貸借契約及び(根)抵当権設定契約、その他これらに関連して締結された一切の契約・合意を意味する。

「関係会社」 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8号に定める意味を有する。

「期限の利益喪失事由」 第13条1項に定める各事由を意味する。

「倒産手続」 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算、特定調停手続及びこれらに類する日本国内外の類似の会社の債務の整理、清算若しくは倒産処理手続を意味する。

「投資家等」 本貸付に係る貸付金及び必要な費用につき、匿名組合契約、その他の方法により、出資、その他の資金提供を行う者を総称し、又は個別に意味する。

(貸付)

第2条 貸付人は、借入人に対し、所定の貸付実行日に所定の貸付金額を貸し付け、借入人は、これを借り入れる。なお、借入人は、本貸付が実行された場合、貸付人所定の貸付金受領書を自己の責任と費用にて作成し、貸付人に交付する。

(借入の中止等)

第3条 借入人は、本貸付契約締結日以降、貸付人の書面による承諾がある場合を除き、前条の借入れを中止することができない。

2 借入人の責に帰すべき事由により貸付けの実行が中止された場合は、借入人は、貸付人に対し、借入の中止に起因又は関連して貸付人が被る損害、費用、経費等を直ちに全額賠償する。

3 借入人は、貸付金額が、投資家等から調達されるものであることを承認し、貸付人は、調達された金員が貸付金額及び貸付に要する費用の額に達しない場合、その他相当の事由がある場合は、本貸付を中止することができる。

4 前二項に基づき、本貸付の実行が中止された場合には、貸付人の借入人に対する本貸付の実行義務は消滅し、貸付人は借入人に対して何らの義務及び責任を負わない。

(融資手数料)

第4条 借入人は、貸付人に対し、本貸付が実行されることを条件として、所定の融資手数料を支払う。貸付人は、この融資手数料およびその消費税額、地方消費税額を貸付金額から控除する方法によりこれを収受するものとする。

(資金使途)

第5条 借入人は、本貸付金を所定の貸付金使途のみに使用し、その他の目的で使用してはならない。

(貸付実行手続)

第6条 貸付実行前提条件がすべて充足することを条件として、貸付人は、借入人の指定する銀行口座に送金して、本貸付を実行する。なお、本貸付の実行に要する送金手数料は借入人の負担とする。

2 借入人は、貸付実行前提条件を貸付実行日までに充足する義務を負う。借入人は、貸付人が貸付実行前提条件の一部を猶予したとしても、引き続き全ての貸付実行前提条件を充足させる義務を負う。また、貸付人は、必要と認める場合は、その他の条件を借入人に義務づけることができ、当該義務は、借入人の本貸付契約に基づく義務を構成する。

(元利金返済)

第7条 借入人は、所定の元利金支払日及び最終弁済日において、元金の返済及び利息の支払いを行う。なお、借入人の貸付人に対する弁済は、貸付人の指定する元利金支払口座に即時利用可能な資金を振り込むことにより行なうものとする。

2 借入人の貸付人に対する弁済、その他本貸付関連契約上の債務が遅延した場合は、借入人は、所定の遅延損害金を付加して支払う。

3 借入人による弁済が、弁済期が到来している本貸付金債権の合計額に満たない場合には、貸付人は、借入人の指定にかかわらず、貸付人が適当と認める順序及び方法により、本貸付金債権の弁済に充当することができる。

(期限前弁済)

第8条 借入人は、期限の利益喪失事由が発生せず、かつそのおそれがない場合に限り、本貸付契約に基づく債務の全部または一部について、期限前弁済を予定する日の相当期間前に貸付人所定の様式及び内容による申込書を提出することにより、期限前弁済することができる。但し、一部の弁済の場合は、以後の元利金支払日の支払金額は変更せず、期間短縮(最終弁済日の繰上げ)を行うものとするが、貸付人と借入人の間で返済条件を協議の上決定した場合はこれに従う。

2 前項または第13条により期限の利益を失った場合は、併せて、所定の期限前弁済手数料を支払う。

(担保設定及び実行)

第9条 借入人は、貸付人のために、本貸付契約上の貸付人の一切の権利を担保するため、本貸付契約締結日までに、本担保権設定契約を締結し、かつ、本担保権設定契約に基づき、登記、第三債務者の承諾、その他対抗要件を具備する。

2 借入人は、本担保権設定契約に規定された義務を履行する。

3 借入人が期限の利益を喪失した場合(最終弁済日を徒過した場合を含む)、貸付人は、法令に従った権利実行に加えて、本担保物件の処分又は取得、その他本担保権設定契約に定められている方法の全部又は一部を、その選択により、累積的に行使することができる。

4 貸付人が前項に従い本担保権を行使する場合には、借入人は、本担保権の行使が円滑に行われるよう、自ら又は本担保物件所有者をして、貸付人に対する権限の付与、権利移転手続への協力し、その他貸付人の合理的な要求に従うものとする。

(連帯保証)

第10条 連帯保証人は、貸付人のために、本貸付契約に基づく借入人の一切の債務を連帯して保証する。

(担保・保証等)

第 11 条 借入人及び連帯保証人は、本連帯保証及び本担保権は、貸付人が本貸付契約に基づき貸付人の一切の権利の担保のために現在又は今後有する他の担保又は保証とは独立した担保であり、他の担保又は保証の効力が当該担保の設定によって影響を受けることはないことを了解する。

2. 借入人及び連帯保証人は、貸付人がその裁量に基づき、他の担保又は保証を変更、解除しても異議を述べないものとする。

3. 連帯保証人が貸付人に対し支払を行ったことにより借入人に対して取得する求償権は、本貸付契約に基づき貸付人の一切の権利が完済されるまでは、これを行使しないものとし、貸付人の請求があれば、連帯保証人は、その権利又はその順位を無償で譲渡するものとする。

4. 借入人又は連帯保証人に期限の利益喪失事由が発生し、又は発生する虞がある場合、信用が悪化した場合、本担保権又は本担保物件の毀滅若しくは価格の下落、価値の毀損等により担保が不足した場合、又は、本担保設定債権の延滞又は第三債務者の信用が悪化した場合、その他債権保全を必要とする相当の事由が発生した場合は、借入人又は連帯保証人は、貸付人の請求により直ちに貸付人の承認する担保若しくは増担保を差し入れ、又は他の連帯保証人を立て若しくはこれを追加するものとする。

(表明保証及び誓約)

第 12 条 借入人及び連帯保証人は、貸付人に対し、本貸付契約締結日及び貸付日において、それぞれにつき、別紙<表明保証>のとおり表明をなし、それが真実かつ正確であることを保証する。

2 借入人及び連帯保証人は、本貸付金債務の全額を返済するまでの間、別紙<誓約事項>を遵守する。

(期限の利益喪失事由)

第 13 条 次の各号のいずれかの事実の発生を、本貸付金債権に関する期限の利益喪失事由とする。

- (1) 元利息等の不払
借入人が、元利息、その他本貸付契約に基づく金銭債務の全部又は一部の履行を一回でも遅滞した場合。
- (2) 担保権の失効等
原因・理由を問わず、本担保権が、所定の順位の対抗力のある有効な担保権として設定されなかった場合、又は、所定の順位の対抗力のある有効な担保権でなくなった場合。
- (3) その他の義務違反
借入人又は連帯保証人が、前各号以外の本貸付関連契約上の義務(前条の誓約事項を含み、これに限られない)に違反し、貸付人から催告を受けた後 5 営業日以内に当該義務違反を是正しない場合。但し、第 17 条第 3 項に定める義務に違反した場合、又は、同項に定める義務以外の義務であっても、その是正が不可能若しくは困難な場合は、催告を要しないものとし、直ちに期限の利益喪失事由とする。
- (4) 表明及び保証違反
借入人及び連帯保証人が表明し保証した事実もしくは提出した資料が事実と相違した場合で、貸付人から催告を受けた後 5 営業日以内に治癒されない場合。
- (5) 倒産等
借入人若しくは連帯保証人又は第三債務者若しくは担保物件所有者につき、営業を休廃止し、解散の決議若しくは命令、支払の停止、手形交換所の取引停止処分又は倒産

手続の申立があった場合又は死亡し、又は成年後見開始若しくは保佐開始の審判を受けた場合(自らによる申立であると否とを問わない。)

(6) (仮)差押等

借入人若しくは連帯保証人又は第三債務者若しくは担保物件所有者の財産につき、仮差押、保全差押、仮登記仮処分、仮処分、差押又は滞納処分があった場合。

(7) 本貸付関連契約の失効

本貸付関連契約のいずれかが失効し、又はその不履行が生じた場合及び貸付人の事前の書面による承諾なしに本貸付関連契約が貸付人の承諾なく変更された場合。但し、貸付人が書面により事前に同意したものを除く。

(8) その他

その他債権保全を必要とする事由が存する場合(事業財産の状態の悪化、借入人若しくは連帯保証人又は第三債務者若しくは本担保物件所有者の事業若しくは財産の状態が悪化し、又はその虞があると客観的に認められる相当の理由がある場合、前各号のいずれかの事由が発生する蓋然性が存する場合)。

2. 前項各号に規定する期限の利益喪失事由が発生した場合には、借入人は、貸付人の通知、催告等がなくても、本貸付契約に基づく借入人の一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務全額を弁済しなければならない。

(相殺)

第 14 条 借入人及び連帯保証人は、本貸付金債務を、借入人の貸付人に対する債権をもって相殺することができない。

2. 貸付人が借入人及び連帯保証人に対してその他の債務を負担しているときには、貸付人はその債務と本貸付金債権を期限のいかんにかかわらずいつでも相殺することができる。

(貸付人による契約上の地位又は権利の譲渡)

第 15 条 借入人及び連帯保証人は、貸付人が、本貸付契約上の当事者たる地位又は本貸付契約上貸付人が有する一切の権利の全部又はその一部を、第三者に譲渡、担保差入れ、その他の処分に供することに、予め承諾する。

2 前項の場合において、借入人及び連帯保証人は、貸付人の要請に従い、譲渡等についての書面による承諾、その他必要な措置又は協力を行うものとする。

(借入人及び連帯保証人の協力義務)

第 16 条 貸付人が借入人及び連帯保証人に経済的損失を与えない範囲での本貸付関連契約の修正又は変更を請求した場合は、借入人及び連帯保証人はこれに協力する。

(投資家等との関係)

第 17 条 借入人及び連帯保証人は、本貸付関連契約上の情報(過去の取引履歴、返済実績、金利、その他取引履歴、財務・経営・事業状況に関する情報、貸付人の審査結果等に関する情報等、一切の法人及び個人情報を含み、これに限られない。以下「与信情報」という。)に関し、貸付人が投資家等に対して、適用ある全ての法令を遵守した上で、当該情報を公開及び開示することがあることを確認し承認する。但し、借入人又は連帯保証人が個人である場合は、氏名、住所その他当該借入人又は当該連帯保証人に係る個人が特定できる情報はこの限りではない。

2 借入人及び連帯保証人は、本貸付関連契約に関しては、専ら貸付人と借入人、連帯保証人、第三債務者及び本担保物件所有者(以下、本条において「借入人等」という。)との間の権利義務関係であり、投資家等との間に何らの権利義務を有しないことを確認する。

3 借入人等は、投資家等に関し、次の各号に定める事項を遵守するものとし、これに違反した場合は、第13条第1項に定める期限の利益喪失事由に該当したものとみなす。

(1) 本貸付関連契約に関し、理由の如何を問わず、自ら又はその関係者をして、投資家等と直接の接触(電話、書面、面談、メール、その他一切の方法・態様を含む。次号において同じ)をしない。

(2) 投資家等が借入人等に対し直接に接触した場合は、これに応じることなく、直ちに貸付人に通知するとともに、貸付人の指示に従う。

4 借入人等は、前項の定め違反した場合、投資家等が貸金業法に違反し又はそのおそれのあること確認し、これにより自ら又は投資家等に不利益又は損害が生じたとしても、自ら又は投資家等をして、営業者又はロックハワード証券株式会社に対し、何らの請求及び責任追及をしないものとする。

(信用情報の取扱いに関する同意)

第18条 借入人及び連帯保証人は、本貸付契約及び本連帯保証に際し、貸付人が、借入人及び連帯保証人の与信情報に関し、次の各号のとおり取り扱うことを同意する。

- (1) 信用情報提供を信用情報機関に依頼すること
- (2) 本貸付契約に係る信用情報を信用情報機関に提供すること
- (3) 信用情報機関に提供された信用情報が、当該信用情報機関に加盟する他の貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されること
- (4) 信用情報機関に提供された信用情報が、他の信用情報機関の依頼に応じ、当該他の信用情報機関に加盟する貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されること

(与信情報の利用目的及び共同利用について)

第19条 借入人及び連帯保証人は、貸付人が、借入人及び連帯保証人の個人情報ないし法人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用することに同意する。

- (1) 返済能力の調査
- (2) 与信、その他債権の管理回収(所在調査等を含む)
- (3) 債権譲渡、証券化等の処分、その他の取引
- (4) 与信、投資にかかる商品及びサービスの案内
- (5) 市場調査及び分析並びに金融商品及びサービスの研究及び開発

2 借入人及び連帯保証人は、貸付人の関係会社である次の各号に定める者において、借入人及び連帯保証人の個人情報ないし法人情報について、前項の利用目的の範囲内で適正に共同して利用することに同意する。

- (1) ロックハワード証券株式会社
- (2) ロックハワードコミットライン株式会社
- (3) その他貸付人及び前各号の会社の関係会社

(通知)

第20条 本貸付契約に基づきなされる全ての通知(請求、その他の意思表示、催告、その他意思若しくは事実(観念)の通知等を含む。次項において同じ。)は、次の各号の方法にて行ふものとする。

- (1) 住所宛での郵便(書留を含む)又は宅配便(クーリエ便)
- (2) 直接の交付
- (3) 届け出された電話番号宛での送信
- (4) 届け出された電子メールアドレス宛での送信
- (5) その他前各号に準じた方法

2. 借入人及び連帯保証人の責に帰すべき事由(次条の届出を怠った場合及び受領を拒絶した場合を含むが、これに限られない。)により、貸付人からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

(届出事項)

第 21 条 借入人又は連帯保証人は、氏名、商号、住所、本店所在地その他届出事項に変更がある場合には、事前に貸付人に通知し、変更後直ちに貸付人所定の方法にて届出をするものとする。

(借入人による本貸付契約上の地位又は権利の譲渡)

第 22 条 借入人及び連帯保証人は、本貸付関連契約上の地位を、貸付人の書面による同意なく譲渡、担保設定又はその他の処分をしてはならない。

2. 借入人及び連帯保証人は本貸付関連契約上の権利又は義務の一部を、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく譲渡し、又はこれにつき担保権を設定してはならない。

(費用負担)

第 23 条 次の各号に定める費用は、借入人及び連帯保証人の負担とする。

- (1) 本貸付関連契約の締結に要する費用及び印紙税などの一切の公租公課
- (2) 本担保権の設定、変更及び抹消並びに対抗要件の具備に必要な一切の費用
- (3) 元利金支払口座に対する支払いの振込手数料、その他借入人が本貸付関連契約上の義務を履行するために要する費用
- (4) 貸付人が本貸付関連契約上の権利を行使するために要する費用
- (5) その他本貸付契約の締結又は履行に要する費用

(公正証書)

第 24 条 貸付人が合理的に請求する場合には、借入人及び連帯保証人は、貸付人に対して負担する金銭債務につき、執行証書たる公正証書を作成するものとする。この公正証書作成費用は借入人の負担とする。

(守秘義務)

第 25 条 借入人及び連帯保証人は、本貸付金債権の完済まで及び完済後といえども、本貸付関連契約上受領する情報(既に公知となっている事実を除く。)を第三者(自らのために行動する弁護士、公認会計士及び税理士等の専門家を除く。)に開示又は漏洩せず、開示又は漏洩させない。但し、貸付人の書面による事前の承諾がある場合、法令の規定に基づき開示が要求される場合又は政府機関からの要求により開示される場合はこの限りでない。

(雑則)

第 26 条 本貸付契約に別段の定めがある場合を除き、本貸付契約のいずれかの条項に基づいて行なった計算の結果(除算は最後に行う。)において、金額に 1 円未満の端数が生じる場合には、1 円未満を切り捨てるものとする。

(貸付人の免責)

第 27 条 貸付人は、故意又は重大な過失のない限り、次の各号から生じる事由により借入人及び連帯保証人に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとする。

- (1) 借入人又は連帯保証人のID、パスワード、その他のセキュリティの悪用又は漏えい
- (2) 借入人、貸付人、投資家等又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステムの故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人及び連帯保証人の本貸付関連契約上の申込みに関し、事実と相違する事項の告知又は当該事項を内容とする文書の提出等
- (4) その他前各号に準じる事由

(特約事項)

第 28 条 貸付人と借入人又は連帯保証人との間において合意した特約事項は、本貸付契約の各条項に優先し、これと一体となり、これを補完し、または修正するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 29 条 本貸付契約は日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2. 本貸付契約に起因し若しくはこれに関連する一切の事項については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

＜別紙＞

貸付実行前提条件

1 書類の交付

貸付人が合理的に満足する様式及び内容による次の書類(以下において特段の規定がない限り、いずれも原本又は原本証明付写し)の全てを借入人が貸付人に対して交付していること。

(1) 借入人の書類等

- ① 借入人の取締役決議書(取締役会議事録又は取締役による決定書。以下、同じ。)を含む本貸付関連契約の締結及び履行に関する授権を証する書類
- ② 借入人の貸付実行日の前1ヶ月以内に発行された法人登記事項証明書
- ③ 借入人の貸付実行日の前1ヶ月以内に発行された印鑑証明書

(2) 連帯保証人(個人の場合)の書類等

- ① 連帯保証人の貸付実行日の前1ヶ月以内に発行された印鑑登録証明書

(3) 連帯保証人(法人の場合)の書類等

- ① 連帯保証人の取締役決議書含む取引本貸付関連契約の締結及び履行に関する社内授権を証する書類
- ② 連帯保証人の貸付実行日の前1ヶ月以内に発行された法人登記事項証明書
- ③ 連帯保証人の貸付実行日の前1ヶ月以内に発行された印鑑証明書

(4) 本担保権設定契約

- ① 有効に締結された本担保権設定契約の原本及び対抗要件具備に必要な登記委任状、その他一切の書類
- ② その他貸付人が合理的に要求する書類

2 本担保権設定契約の締結

貸付人の満足する内容にて全ての本貸付関連契約が有効に締結され、かつ有効に存続しており、その内容が変更、解除、失効、終了等していないこと。

3 債務不履行事由の不存在

全ての本貸付関連契約の内容及び様式は、貸付人が満足しうるものであること、いずれの本貸付関連契約についても、債務不履行事由、契約解除事由又は期限の利益喪失事由が存在しないこと又はそれらが発生する虞がないこと。

4 義務履行・誓約事項等

本貸付契約、その他本貸付関連契約における各当事者の義務及び誓約事項に違反せず、違反する虞がないこと

5 表明及び保証

表明及び保証並びに貸付関連契約における各当事者の表明及び保証が本貸付契約締結日及び貸付実行日現在においてすべて真実かつ正確であること。

6 融資手数料

貸付人が、貸出実行日に、融資手数料の支払を受けたこと又は受けることが確実であること。

7 資金使途

貸付人が、資金使途を確認できる契約書、見積書などの写しを受領していること。

8 返済能力等

返済能力等その他本貸付に悪影響を及ぼす可能性があるとして貸付人が合理的に判断する事由が存在しないこと。

9 新規立法・社会情勢等の変化

キャッシュフローに重大な悪影響を与える公租公課の変更、法令の制定又は改廃、社会情勢の変化、その他本貸付の基礎となった事実又はその前提に重大な変更を与える事態が生じていないこと。債権市場及び商業用不動産担保証券市場を含めた金融市場における貸付に影響を及ぼす重大な事象が発生していないこと。

10 適用法令違反の不存在

本貸付関連契約の締結及び履行に悪影響を及ぼすような適用法令の違反がないと貸付人が合理的に判断すること。

以上

<別紙>

表明保証事項

1 担保権及び担保物件

(1) 本貸付関連契約が各当事者によって適法に締結され、かつ本担保権設定契約の規定に従って、登記等手続、その他対抗要件の具備が完了した場合、本担保権は、適法かつ有効であり、かつ貸付人が指定する順位の優先弁済権ある対抗力を具備する。

(2) 本担保権、本担保設定債権及び本担保物件には本担保権及び本担保設定債権を被担保債権とする担保権以外の担保権、その他の制限又は負担は存在せず、かつこれらが差押、仮差押、保全差押、仮登記仮処分、仮処分又は租税滞納処分の対象となっていない。

2 期限の利益喪失事由・債務不履行事由

期限の利益喪失事由又は本貸付関連契約上の義務違反、債務不履行事由、期限の利益喪失事由又は解除事由は存在せず、その虞もない。

3 提出書類の正確性

(1) 貸付人に提出された定款は借入人及び連帯保証人の有効な定款の全部かつ正確な写しであり、当該定款以外に同等の効力を有する規則その他の内部手続規定を定めていない。当該定款の各条項は、変更されておらず又は失効していない。

(2) 本貸付契約及び貸付人に対して提出した書類に記載された事実は真実かつ正確であり、誤解を生じさせる記載はない。当該書類に関し、将来の予測にかかる事項が当該書類に含まれる場合、かかる予測は合理的な根拠に基づいている。当該書類を貸付人が受領した日以後、かかる予測に重大な悪影響を及ぼしうる新たな事実は発生していない。

4 納税等

(1) 納税義務を負っている弁済期到来済のすべての税金(滞納処分の例による処分がなされる債権を含む)を支払済である。

(2) 負担する債務は提出した書類に記載のとおりであり、これ以外に偶発債務、簿外債務は存せず、またその発生のおそれもない。

5 反社会的勢力の排除

自己又はその役員、重要な使用人、その他経営又は事業に関与する者が、次の各号に定める者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと及び反社会的勢力の計算により自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでない。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行う虞がある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。以下同じ。)
- (5) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)
- (6) 総会屋等(総会屋、会社プロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う虞があり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)、社会運動等標ぼうプロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う虞があり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)、特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)
- (7) 前各号に定める者(以下「暴力団員等」という。)が経営を支配していると認められる関係を有する者
- (8) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (9) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (10) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (11) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (12) 前各号に準じる者

6 不当行為等の禁止

本貸付金債権の完済に至るまでの間に、自ら又は第三者を利用して、本貸付関連契約に関して次の行為をしないこと。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (5) その他上記各号に準ずる行為

以上

<別紙>

誓約事項

第1 一般的誓約

1 本担保権設定契約

本担保権設定契約に従い対抗要件の取得に必要な手続その他をすべて行い、これらを証する書面を貸付人に提出する。本条項に定める対抗要件の取得等の手続に要する費用は、すべて自己の負担とする。

2 本貸付関連契約の変更等

貸付人の事前の書面による承諾なくして、本貸付関連契約を解除し、期間満了前にこれを終了せしめ又はその現行の条件(契約当事者の変更を含む。)を変更してはならない。

3 資産等の処分等禁止

本貸付関連契約に別段の定めがある場合又は貸付人の事前の書面による同意がある場合を除き、本担保物件所有者をして、本担保物件の全部又は一部を、変更・消滅し、譲渡若しくはその他の方法で処分し、放棄し、又はこれに担保権を設定(担保権の設定と実質的に同等若しくは類似の効果を生じる取引を含む)を行ってはならない。また、貸付人の事前の書面による同意がある場合を除き、一切の債権等権利を放棄してはならない。

4 契約等の有効性の維持

貸付人の指示に従い、自己の費用において、随時、本貸付契約及び本担保権設定契約の効力並びに本担保権設定契約により設定された担保権の効力、対抗力及び執行力を維持するために貸付人が必要又は適切と判断する行為を行なう。

5 法令の遵守

本貸付金債権を完済するまで、適用のあるすべての法令を遵守する。

第2 本担保権及び担保物件に関する誓約

1 現状変更行為及び価値低下行為等の禁止

(1) 自ら又は第三者(第三債務者、本担保物件所有者を含むが、これに限られない)をして、本担保権、本担保設定債権、本担保物件を変更(譲渡、担保設定、その他の処分、保有・占有又はその名義の変更、第三債務者による本担保設定債権の繰上げ弁済、その他の債務消

減行為、担保物件の滅失、増改築及び改装並びに担保物件上における建物・工作物の築造、その他の現状変更)しない。

(2) 自ら又は第三者(担保物件所有者を含むがこれに限られない。以下、同じ)をして、担保物件を毀損し、又はこの価値を著しく低下させる行為をせず、善良なる管理者の注意義務をもって、これを良好な状態に維持する。

(3) 自ら又は第三者(第三債務者、本担保物件所有者を含むが、これに限られない)は、(1)の本担保権、本担保設定債権、本担保物件の変更がなされた場合は、貸付人の指示に従い、原状の回復、是正又は追加担保設定、その他必要な措置を行う。

2 建築関連法令等の順守及び是正

(1) 自ら又は第三者をして、建築関連法令(建築準法、都市計画法、消防法、これらに関連するその他の法令・条例・要綱等)及び環境関連法令(土壤汚染対策法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、その他これらに関連するその他の法令・条例・要綱等)を遵守して担保物件を管理、修復及び維持するものとする。

(2) 前記(1)に違反する事実を知った場合には、直ちに貸付人に通知するとともに、当該違反状態を除去するために、自己の責任と費用により、必要な全ての取り得る措置を講じなければならない。

3 本担保権設定契約の遵守

本担保権設定契約の各条項を遵守するとともに、本担保権設定契約の目的たる権利を発生及び規律する契約を維持するものとする。

第3 報告に関する誓約

1 次の各号に従い、同各号に定められた書類を貸付人に交付若しくは送付する方法により、貸付人に提出する。

(1) 毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、当該事業年度にかかる一般に公正妥当とみなされる会計原則に従って作成された借入金及び連帯保証人並びにその関係会社の計算書類及び事業報告書。

(2) 自己及びその関係会社の法人税申告後遅滞なく、別表・付属明細書付の税務署受付印のある法人税申告書又は所得税申告書の正確かつ完全な写し。

(3) 自己及びその関係会社の法人税または所得税納付後遅滞なく、当該法人税または所得税にかかる納税証明書類

(4) その他、財務状態又は営業に関する具体的事項についての書面であって、貸付人が合理的に要求する書類。

2 重要事項の報告

以下のいずれかの事由が発生した場合、又は当該事由が発生したことを知った場合には、速やかにその旨を貸付人に対して書面にて通知する。

- (1) 期限の利益喪失事由が発生したこと又はその虞があること。
- (2) 自己を被告、債務者、被申立人その他手続の相手方又は対象とする貸付人に通知されていない新たな訴訟、保全手続、強制執行手続、調停、仲裁、その他の司法又は行政手続が開始されたこと、又は開始される虞があること。この場合には、当該手続の進行の状況・内容につき、適宜、書面にて報告する。
- (3) 本貸付関連契約における借入人及び連帯保証人の表明保証違反又は借入人及び連帯保証人が表明保証した事実が、重要な点において、それらが表明保証された日以後に真実ではなくなったこと。
- (4) 前各号のほか、いずれかの本貸付関連契約上の期限の利益喪失事由、解除事由、又は義務違反が発生した場合、又は、当該事由若しくは義務違反が発生した旨を知った場合には、直ちにその旨を書面にて貸付人に通知し、その詳細を説明し、貸付人が本貸付金債権を保全するために必要と認める措置をとるものとする。
- (5) その他本貸付契約に基づく義務の履行に重大な悪影響を与える事実が発生したこと。

3 本貸付関連契約

借入人及び連帯保証人は、本貸付関連契約の規定を遵守し、本貸付関連契約上の自己の権利を正当に行使し、又は、当該権利を放棄し若しくは義務を減免してはならない。

以上

<willcrowd（ローン投資）匿名組合契約>

重要事項説明書（契約締結前交付書面）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。）

この書面には、ロックハワード証券株式会社（以下「当社」といいます。）による匿名組合出資（商法第535条に定める匿名組合契約にかかる出資をいいます。以下同じ。）にかかる出資持分の取得の申込みの勧誘の取扱い（以下「取得勧誘の取扱い」といいます。）により、お客様がロックハワードレンディング株式会社（以下「営業者」といいます。）との間で匿名組合契約（以下「本出資契約」といいます。）を締結し、本出資契約に基づく出資持分（以下「本出資持分」といい、本出資契約に基づき出資する金額を「本出資金」といいます。）を取得する上でのリスクや留意点を記載しております。

あらかじめよくお読みいただき、ご契約内容やお取引のしくみを十分ご理解のうえ、お申込みください。ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

お客様が出資される本出資金は、営業者において貸付事業等（以下「本対象事業」といいます。）にて運用されます。すなわち、営業者が借入人と金銭消費貸借契約（以下「本貸付契約」といい、本貸付契約及びこれに関連する契約を含めて「本貸付関連契約」といいます。）を締結したうえで、貸付けを実行し、本貸付関連契約に基づき、借入人等（本貸付関連契約により連帯保証人等借入人とともに返済義務又は責任を負うものを含みます。以下、同じ。）から元利金等（以下「回収金」（注1）といいます。）の支払いを受け、お客様に対し、本出資金の返還及び出資割合（注2）に応じた損益の分配を行います。

なお、お客様が本対象事業に関して、理由の如何を問わず、借入人等に直接接触することは固く禁じられており、借入人等に直接接触した場合には、本出資契約の終了事由に該当するとともに、貸金業法に違反したまたはそのおそれがあることにご注意ください。また、借入人等も、お客様に本対象事業に関して直接接触することが禁じられており、これに応じた場合も、同様となりますので、応じることなく、営業者にご連絡いただくようお願いいたします。

（注1）「回収金」とは、本貸付契約の貸付金元本の返済金、支払利息、遅延損害金のことをいい、営業者が借入人から受領する融資実行手数料及び期日前弁済手数料は含まれません。以下同じです。

（注2）「出資割合」とは、お客様以外の者（以下「その他出資者」といい、お客様及びその他出資者の全員を「本総出資者」といいます。）が、本出資契約と同一の約定（但し、出資の金額を除きます。）を締結し、当該締結に基づき出資を行っている場合に、本出資金及びその他出資者による出資金の総額（以下「本出資総額」といいます。）に対する本出資金の割合のことをいいます。以下、同じです。

本対象事業は、借入人等の信用状況の悪化等により損失が発生するおそれがありますので、十分にご留意をお願いします。

本出資契約に適用される「willcrowd（ローン投資）匿名組合契約約款」（以下「本出資約款」といいます。）及び「willcrowd（ローン投資）取引約款」（以下「本取引約款」といいます。）を参照している箇所がございますので、これらも併せてご参照ください。

本出資契約締結にあたってのリスクについて

- 1 本出資持分は、元本が保証されているものではありません。
- 2 金融商品市場における相場その他の指標に係る変動等によるリスク
 本出資持分の価値は、金銭債権の価値に連動します。営業者の貸付債権は市場において売買されることは想定されておりませんが、一般に、金利が上昇する局面においては、金銭債権の価値も下がるため、本出資持分の価値も減少するおそれがあります。
- 3 流動性（換価性）が低いことによるリスク
 本出資持分は、本出資契約の終了まで原則として解約・払戻しができません。また、本出資持分を譲渡するためには、営業者の書面による事前承諾が必要です。したがって、本出資持分は流動性（換価性）が低いため、換価できず、又は換価できてもその対価が本出資金を下回るおそれがあります。
- 4 借入人等の支払いの遅滞、その他信用力の低下等によるリスク
 お客様は、営業者が借入人に対して金銭を貸し付ける事業に対して出資をすることになり、借入人等からの回収金がお客様への本出資金の返還及び損益の分配に充てられることとなります。
 したがって、借入人等の業務又は財産の状況、又は、借入人等の信用状況が悪化する等により、借入人等からの返済が滞り、お客様の元本額が減少し、損失が発生するおそれがあります。
- 5 担保の毀損、担保所有者等の信用力の低下、その他の担保価値低下等によるリスク
 借入人等又は第三者から貸付金の担保として、次に掲げる担保権の設定、その他の保全措置を取得する場合があります。したがって、借入人等からの返済が滞った場合等は、営業者の判断により、担保権の実行等により、回収を行いますが、担保価値の低下や担保所有者の信用力の低下等により、貸付金が全額担保されない結果、お客様の元本額が減少し、損失が発生するおそれがあります。
 - (1) 不動産担保（抵当権、根抵当権、仮登記担保、譲渡担保等）（注1）
 - (2) 不動産担保付債権担保（質権、譲渡担保等）（注1）
 - (3) その他の担保（動産担保、賃料・売掛金等債権担保等）（注2）

（注1） 不動産担保については、不動産市況や賃料水準その他の経済的要因、土壌汚染及び地中埋設物等の瑕疵、災害等の外的要因、賃貸借関係に係る紛争等社会的要因にそれぞれ起因する価値下落等が発生するおそれがあります。

（注2） 不動産担保以外の担保についても、不動産担保に準じた要因や担保債権の債務者が支払いを怠り又は信用力の低下・喪失等により、価値下落等が発生するおそれがあります。

6 営業者の倒産又は信用力の低下等によるリスク

本出資金は、出資された段階で営業者の資産となります。したがって、営業者の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して本出資金全額を返還することができないおそれとなり、結果として、お客様の元本額が減少し、損失が発生するおそれがあります。

また、本出資持分の取得の申込みにあたり事前に営業者に対して入金した金銭、営業者から本出資契約に基づき分配されたお客様に帰属する金銭等につきましても、営業者について倒産手続が開始された場合には、お客様に対してこれらの金銭等を返還することができないおそれとなり、お客様に損失が発生するおそれがあります。

手数料など諸費用について

お客様にご負担いただく手数料等は以下のとおりです。なお、本出資持分の取得の申込みの際し、お客様から当社に対してお支払いいただく手数料等はございませんが、当社は、営業者から取得勧誘の取扱いに関する手数料等を受け取りますので、当該手数料等はお客様から間接的にご負担いただくこととなります。

1 営業者報酬

お客様は、本出資契約に基づき、以下の算式により算出される営業者報酬を営業者に対してご負担いただきます。

各計算期間の末日に、以下の方法により算出される金額

A（全体収益）：

計算期間内に発生する案件毎の利息（遅延損害金を含みます。以下「案件別収益」といいます。）を合算した金額
（案件別収益の合計）

B（調整前営業者報酬）：

案件別収益毎に、営業者報酬年率を貸付金利で除した値を乗じた金額（1円未満切捨て）を算出し、それらを合算した金額
（案件別収益×営業者報酬年率÷貸付金利）の案件毎の合計

C（営業者報酬）：

本総出資者毎に、Bに出資者各自の出資割合を乗じた金額（1円未満切捨て）を算出し、それらを合算した金額
（調整前営業者報酬×本出資者割合）の本総出資者毎の合計

（注1） 営業者報酬年率とは、本対象事業ごとに営業者が指定する年率を意味し、本出資約款に記載される年率をいいます。

（注2） 貸付金利とは、本対象事業における借入人との金銭消費貸借契約に定める約定金利（年利）をいいます。

2 その他費用

本出資約款第5条第2項の定める各費用（営業者報酬を除く、債権回収受託者（債権管理回収業に関する特別措置法に基づき許可を受けた債権管理回収会社、弁護士、その他債権管理回収に関し適法な資格を有する第三者をいいます。以下同じ。）への委託手数料、法的手続費用、担保物件等の換価費用等）については、回収金から優先的に支払われることにより、お客様にご負担いただくこととなりますが、これら費用は、発生時、請求時に初めて金額を認識するものがあることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

クーリング・オフについて

お客様と営業者が締結する本出資契約には、金融商品取引法第37条の6に基づくクーリング・オフの規定の適用はありません。

<p>金融商品取引契約の概要</p>	<p>1 お客様が営業者との間で締結することとなる本出資契約は、商法第二編第四章に定める匿名組合契約です。匿名組合契約とは、当事者の一方（出資者）が相手方（営業者）の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を出資者に分配することを約するものです（商法535条）。</p> <p>2 出資の対象となる事業は、営業者による本対象事業であり、お客様からの本出資金を借入人に貸し付け、借入人等から回収金を受けるものであり、回収金から、営業者報酬、その他費用を差し引いた残額がお客様に対する本出資金の返還及び損益の分配の原資となります。</p> <p>3 当社は、営業者から委託を受け、本出資持分の取得の申込みの勧誘を行います。</p>
<p>お客様にお支払いいただく手数料など諸費用について</p>	<p>お客様にご負担いただく手数料等は以下のとおりです。なお、本出資持分の取得の申込みの際し、お客様から当社に対してお支払いいただく手数料等はございませんが、当社は、営業者から取得勧誘の取扱いに関する手数料等を受け取りますので、当該手数料等はお客様から間接的にご負担いただくこととなります。</p> <p>1 営業者報酬 お客様は、本出資契約に基づき、以下の算式により算出される営業者報酬を営業者に対してご負担いただきます。</p> <p>各計算期間の末日に、以下の方法により算出される金額 A（全体収益）： 計算期間内に発生する案件毎の利息（遅延損害金を含みます。以下「案件別収益」といいます。）を合算した金額 （案件別収益の合計） B（調整前営業者報酬）： 案件別収益毎に、営業者報酬年率を貸付金利で除した値を乗じた金額 （1円未満切捨て）を算出し、それらを合算した金額 （案件別収益×営業者報酬年率÷貸付金利）の案件毎の合計 C（営業者報酬）： 本総出資者毎に、Bに出資者各自の出資割合を乗じた金額（1円未満切捨て）を算出し、それらを合算した金額 （調整前営業者報酬×本出資者割合）の本総出資者毎の合計</p> <p>（注1） 営業者報酬年率とは、本対象事業ごとに営業者が指定する年率を意味し、本出資約款に記載される年率をいいます。 （注2） 貸付金利とは、本対象事業における借入人との金銭消費貸借契約に定める約定金利（年利）をいいます。</p> <p>2 その他費用 本出資約款第5条第2項の定める費用（営業者報酬を除く、債権回収受託者への委託手数料、法的手続費用、担保物件等の換価費用等）については、回収金から優先的に支払われることにより、お客様にご負担いただくこととなりますが、これら費用は、発生時、請求時に初めて金額を認識するものがあることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。</p>
<p>お客様が行う金融商品取引行為について、営業者、その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該者及びその業務又は財産の状況の変化により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由</p>	<p>1 借入人等の支払いの遅滞、その他信用力の低下等によるリスク お客様は、営業者が借入人に対して金員を貸し付ける事業に対して出資をすることになり、借入人等からの回収金がお客様への本出資金の返還及び損益の分配に充てられることとなります。 したがいまして、借入人等の業務又は財産の状況、又は、借入人等の信用状況が悪化する等により、借入人等からの返済が滞り、お客様の元本額が減少し、損失が発生するおそれがあります。</p>

	<p>2 担保の毀損、担保所有者等の信用力の低下、その他の担保価値低下等によるリスク</p> <p>借入人等又は第三者から貸付金の担保として、次に掲げる担保権の設定、その他の保全措置を取得する場合があります。したがって、借入人等からの返済が滞った場合等は、営業者の判断により、担保権の実行等により、回収を行います。担保価値の低下や担保所有者の信用力の低下等により、貸付金が全額担保されない結果、お客様の元本額が減少し、損失が発生するおそれがあります。</p> <p>(1) 不動産担保（抵当権、根抵当権、仮登記担保、譲渡担保等）（注1） (2) 不動産担保付債権担保（質権、譲渡担保等）（注1） (3) その他の担保（動産担保、賃料・売掛金等債権担保等）（注2）</p> <p>（注1）不動産担保については、不動産市況や賃料水準その他の経済的要因、土壌汚染及び地中埋設物等の瑕疵、災害等の外的要因、賃貸借関係に係る紛争等社会的要因にそれぞれ起因する価値下落等が発生するおそれがあります。 （注2）不動産担保以外の担保についても、不動産担保に準じた要因や担保債権の債務者が支払いを怠り又は信用力の低下・喪失等により、価値下落等が発生するおそれがあります。</p> <p>3 営業者の倒産又は信用力の低下等によるリスク</p> <p>本出資金は、出資された段階で営業者の資産となります。したがって、営業者の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して本出資金全額を返還することができないおそれとなり、結果として、お客様の元本額が減少し、損失が発生するおそれがあります。</p> <p>また、本出資持分の取得の申込みにあたり事前に営業者に対して入金した金銭、営業者から本出資契約に基づき分配されたお客様に帰属する金銭等につきましても、営業者について倒産手続が開始された場合には、お客様に対してこれらの金銭等を返還することができないおそれとなり、お客様に損失が発生するおそれがあります。</p>
<p>契約終了事由のある場合にあっては、その内容</p>	<p>1 分配の完了による終了</p> <p>本出資契約は、全ての借入人等からの回収金及びその他費用のお客様に対する分配を全て完了した時点をもって終了するものとします。なお、「分配を全て完了した時点」とは、本出資約款第13条第1項各号の場合をいいます。</p> <p>2 営業者の破産手続開始決定による終了</p> <p>本出資契約は、営業者が破産手続開始の決定を受けた場合には、当然に終了するものとします。</p> <p>3 契約の解除による終了</p> <p>本出資約款第14条第1項各号に定める場合には、営業者は、お客様に通知した上で、本出資契約を解除することができるものとします。但し、当該解除により本出資契約が終了した場合においても、本出資の返還及び損益の分配については、上記1の分配の完了時に精算される場合があり、加えて、本出資の返還及び損益の分配の全部又は一部が受領できない場合があります。</p>
<p>金融商品取引契約に関する租税に関する事項</p>	<p>本出資契約からの利益の分配は、原則として、雑所得として総合課税され、他の所得に合算されて通常の所得税率により課税されます。ただし、法人のお客様の場合はもとより、個人のお客様であっても雑所得として認識されない場合もございますので、詳細につきましては税理士等の専門家にご確認ください。</p>
<p>匿名組合出資持分の譲渡についての制限の有無</p>	<p>お客様は、営業者の事前の書面による承諾無く、本出資契約、本出資契約に係る出資持分又はその地位、その他本出資約款に基づく権利又は義務を譲渡、担保提供、その他の処分をすることができません。</p>
<p>当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要</p>	<p>当社は、金融商品取引業者として、営業者から委託を受け、本出資持分の取得の申込みの勧誘を行います。お客様の取得の申込みの方法は、本取引約款に従い、次のとおりとなります。</p>

	<p>(1) お客様は、当社所定のホームページ（注1）上から当社所定の手続きに従って会員登録（注2）を行った後、当該ホームページ上において、募集中の商品の中から、希望の条件に合致する商品（本対象事業）をご検討いただきます。</p> <p>（注1）当社及び営業者が共同で、インターネット上において、本出資持分の取得の申込みの勧誘等を行うために開設するページをいいます。以下、同じです。</p> <p>（注2）本出資持分の取得の申込みを行うにあつては、当社に会員登録が必要です。会員登録の申込みの際は、当該ホームページの所定のページ上で会員アカウント及びパスワードを自ら設定し、住所、氏名、生年月日その他当社の定める事項を登録し、当社及び営業者が求める書類の提出が必要となります。ただし、当社所定の審査の結果、会員登録の申込みに応じられない場合があります。</p> <p>(2) お客様は、当該商品（本対象事業）に係る本出資金相当額の全額を、あらかじめ営業者の指定する取引口座にご本人様名義で入金していただきます。</p> <p>(3) お客様は、本ホームページ上の所定欄から出資金額を入力することにより、当該商品の取得の申込み手続を行っていただきます。</p> <p>(4) お客様の申込みを営業者が承諾し、かつ、本貸付契約に基づく金銭の貸付けを実行した日に、お客様と営業者との間で本出資契約は成立するものとします。また、お客様の出資は、お客様があらかじめ取引口座に入金した金銭を営業者が貸付口座に送金する方法により行います。なお、お客様が同一商品（本対象事業）に2以上の申込みを行った場合、営業者は、当該2以上の申込みについて、まとめてひとつの本出資契約が成立したのものとして取り扱うことができるものとします。</p>
--	---

出資対象事業持分の取引契約に関する事項	出資対象事業持分の名称	●●●ファンド
	出資対象事業持分の形態	商法第535条に規定される匿名組合契約に基づく出資にかかる権利
	出資対象事業持分取引契約の締結の申込に関する事項、及び出資又は拠出する金員の払込みに関する事項	<p>1 会員登録 お客様は、本出資持分の取得の申込みにあたり、当社所定の手続きに従って、当社に会員登録の申込みを行っていただきます。ただし、当社所定の審査の結果、会員登録の申込みに応じられない場合があります。</p> <p>2 事前入金 お客様は、本出資持分の取得の申込みを行う前に、あらかじめ出資しようとする金額の全額をお客様の名義で取引口座に送金（但し、送金は営業者が指定する振込用口座番号宛てとします。）して入金するものとします。お客様は、当社での当該入金等の確認後においてのみ申込みを行うことができるものとします。送金に必要な銀行送金手数料はお客様の負担とします。</p> <p>3 本出資契約の申込み (1) 当社は、取得勧誘の取扱いを行うにあたり、募集要項、その他必要事項を本ホームページ上に表示するものとします。 (2) お客様は、本ホームページ上に掲載されている情報、本出資約款、本書（重要事項説明書（契約締結前交付書面））の内容を確認し、取引の内容やリスク等を十分理解したうえで、当社に対して本出資持分の取得の申込みを本ホームページ上の所定欄から申込金額を入力して行うものとします。 (3) 本出資契約は、お客様が当社に対して本出資持分の取得の申込みをし、お客様及びその他出資者からの申込金額の総額が営業者の定める最低成立金額に達した場合に、営業者がこれを承諾し、かつ、本貸付契約に基づく金銭の貸付けを実行した日に、お客様と営業者との間で成立するものとし、お客様の出資は、お客様があらかじめ取引口座に入金した金銭を営業者が貸付口座に送金する方法により行います。なお、同一のお客様が2以上の出資の申込みを行った場合、営業者は、当該2以上の出資の申込みについて、まとめて</p>

		ひとつの本出資契約が成立したものと取り扱うことができるものとします。
	出資対象事業持分にかかる契約期間	本出資契約の契約期間は、本出資契約の成立の日から本対象事業に基づく本貸付契約について、借入人等からの受取貸付元本、支払利息、支払遅延損害金及びその他の費用の分配を全て完了した時点までとします。
	出資対象事業持分にかかる解約に関する事項	本出資契約については、お客様からこれを解約することはできません。
	お客様の権利及び責任の範囲に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 お客様は、営業者に対して、商法第539条に基づき、本対象事業にかかる財産の状況を確認することができます。 2 本対象事業にかかる財産の所有権は、全て営業者に帰属します。一方、お客様は本出資契約に関して、本出資金の額の範囲内でのみ責任を負います。 3 お客様は営業者に対して、本出資契約に基づく本出資金の出資義務を有しております。 4 営業者は、本対象事業につき、各計算期間において損失が生じた場合には、お客様に、本出資金の範囲内で当該損失にお客様の出資割合を乗じて得られる金額を分配します。 5 お客様が取得する本出資持分の内容は、営業者が行う本対象事業であります。 6 お客様は、本対象事業について、その運営に関与せず、本対象事業を執行する権利、本対象事業に関して意思決定する権利、営業者を代理する権利その他本対象事業に関するいかなる権利も有しないものとします。
出資対象事業の運営に関する事項	出資対象事業の内容及び運営の方針	<p>お客様が出資する本対象事業は、営業者が、一又は複数の借入人との間でそれぞれ本貸付契約を締結して金銭を貸し付け、その回収金の支払いを受ける事業です。</p> <p>営業者は、貸金業登録を受けた貸金業者（東京都知事（1）第31634号）であり、本対象事業に関し、貸金業法、その他関係法令を遵守し、適正に運営して参ります。</p>
	出資対象事業の運営体制に関する概要	<p>対象事業の運営体制に関する概要は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸付業務にかかる体制 営業者における営業部及び業務管理部において、当該業務を実施いたします。 (2) 貸付元金及び利息等の管理回収業務にかかる体制 営業者における営業部及び業務管理部、並びに営業者が契約する外部の債権回収受託者により、当該業務を実施いたします。 (3) 回収金等の精算・分配管理業務にかかる体制 営業者における業務管理部において、当該業務を実施いたします。
	出資対象事業持分の発行者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 商号 ロックハワードレンディング株式会社 2 役割 本出資契約の営業者として一切の業務 3 業務の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本出資契約における本対象事業に関する営業者としての一切の業務 (2) お客様に帰属する金銭の管理 (3) 融資事業等であって、次の事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 不動産（取得または建設予定の不動産を含む。）②において同じ。）を担保とする融資事業 ② 不動産を裏付けとした債権、その他の権利を担保（質権または譲渡担保など）とした融資事業 ③ 前各号の定めに準じた投融資事業（運転資金目的を含む。）
	出資対象事業の運営を行う者の商号、名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 商号 ロックハワードレンディング株式会社 2 役割 本貸付関連契約の締結、貸付債権の管理回収業務 3 業務の内容

<p>称又は氏名、役割及び関係業務の内容</p>	<p>本貸付関連契約の締結、貸付債権の管理回収（担保権実行等換価による回収を含む。）又は債権回収受託者の選定及び委託、その他の一切の管理回収業務</p>
<p>出資対象事業から生ずる収益の配当又は出資対象事業にかかる財産の分配の方針</p>	<p>営業者は、本対象事業に関し、各計算期間において利益が生じた場合には、お客様に、当該利益にお客様の出資割合を乗じて得られる金額（以下「配当利益」といいます。）を基準として営業者が定める金額（以下「当期分配金」といいます。）を分配します。ただし、前計算期間からの損失がある場合には、当該利益の算定にあたってかかる損失を控除します。</p> <p>また、当期分配金の金額が配当利益の金額を超える場合の当該超える金額または本貸付契約の元本の返済を受領した場合における当該元本返済額にお客様の出資割合を乗じて得られる金額は、本出資金の返還として分配します。</p> <p>なお、営業者は、本対象事業にかかる貸付に関して、借入人から別途融資実行手数料及び期日前弁済手数料を取得する場合がありますが、当該手数料はお客様に対する分配の対象になる利益には該当いたしません。</p> <p>なお、現金の残高金額が、分配すべき金額に満たない場合には、当該分配は繰り延べられるものとし、また、借入人について本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合又は最終期限を徒過した場合等には、その後の貸付債権の回収費用に充当するため、営業者は分配を行わないことができます。</p>
<p>事業年度、計算期間その他これに類する期間</p>	<p>本出資契約における計算期間は、毎月1日（同日を含む）～同月末日（同日を含む）までの各1ヶ月間とします。但し、最初の計算期間は、契約期間の初日からその翌月の末日までとし、最後の計算期間は、直前の計算期間の末日の翌日から本出資契約の終了の日までとします。なお、計算期間が開始した日以降、計算期間の末日又は本出資契約の終了の日より前の日に営業者の決算日又は解散の日等、営業者の法人税法上の事業年度が終了し、又は、終了したとみなされる日が到来した場合においては、計算期間もその日に終了したものとみなし、次の計算期間に限り、同日の翌日を始期とし、その月の末日を終期とします。</p>
<p>出資対象事業に係る手数料等をお支払いいただく方法及び租税に関する事項</p>	<p>1 手数料等のお支払い方法 営業者報酬その他費用の手数料等は、営業者が各計算期間またはその他費用の発生時、請求時に本対象事業にかかる回収金の中から徴収いたします。</p> <p>2 租税に関する事項 お客様は、利益の分配に課される租税、その他営業者との取引に関して課される租税につき、自らこれを負担するものとします。なお、お客様は、適用ある税法の規定に従い、お客様に対して行われる利益の分配に関して課される租税相当額を営業者が源泉徴収することにつき同意するものとします。</p>
<p>分別管理の方法に関する事項</p>	<p>営業者は、本対象事業（営業者が行う本対象事業と同種の他の事業を含みます。この項において同じ。）にかかる金銭、お客様（その他出資者を含みます。この項において同じ。）に帰属する金銭をそれぞれ一括して、営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の次の分別管理口座にそれぞれ預金し、分別管理します。</p> <p>① 取引口座 お客様が本出資持分の取得の申込みを行うにあたりあらかじめ営業者に対して入金した金銭、営業者が利益の分配及び本出資金（その他出資者による出資金を含みます。）の返還としてお客様に対して分配した金銭を管理するための次の口座 ●●●銀行 ●●●支店（東京都●●区●●町●●●●●） 普通預金 口座番号：●●●●●●●● 口座名義：●●●●●</p> <p>② 貸付口座 借入人に対して貸付けを実行する前の一時的な金銭を管理するための次の口座 ●●●銀行 ●●●支店（東京都●●区●●町●●●●●） 普通預金 口座番号：●●●●●●●● 口座名義：●●●●●</p> <p>③ 返済口座</p>

重要事項説明書（契約締結前交付書面）

		<p>借入人から返済金その他支払いを受ける金銭、貸付金の回収のために要する費用を管理するための次の口座</p> <p>●●●銀行 ●●●支店（東京都●●●区●●●町●●●●●●）</p> <p>普通預金 口座番号：●●●●●●●●●●</p> <p>口座名義：●●●●●●</p>
<p>分別管理の実施状況 および当該実施状況 の確認を行った方法</p>	<p>1 分別管理の実施状況 新規募集のため、現時点で記載すべき事項はありません。 なお、本出資契約の開始後は、営業者の業務管理部において、毎日定期的に分別管理口座の入出金状況を確認するなどして、分別管理口座の残高状況等を確認します。</p> <p>2 分別管理の実施状況の確認を行った方法 新規募集のため、現時点で確認すべき事項はありません。 なお、本出資契約の開始後は、営業者が行っている毎日の分別管理口座の入出金、残高状況の確認状況等について、当社は、営業者から毎月または適宜報告を受けることにより、分別管理がなされていることを確認します。</p>	
<p>出資対象事業に係る 資金の流れに関する 事項</p>	<p>1 出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の用途の具体的な内容及び当該金銭その他の財産の各用途への配分に係る方針 お客様から出資された本出資金は、営業者が借入人との間で締結する金銭消費貸借契約に基づき、当該借入人に対して貸付けされます。</p> <p>2 本対象事業の財産を管理する者 (1) 商号 ロックハードレンディング株式会社 (2) 役割 本出資契約の営業者として一切の業務</p>	
<p>出資又は拠出を受け た金銭その他の財産 に係る外部監査の有 無及び当該外部監査 を受ける場合にあつ ては、当該外部監査 を行う者の氏名又は 名称</p>	<p>外部監査を実施する予定はありません。</p>	
<p>出資対象事業の 経理に関する事項</p>	<p>賃借対照表および損益計算書 新規募集のため、現時点で記載すべき事項はありません。</p>	
<p>出資対象事業持分の 総額</p>	<p>新規募集のため、現時点で記載すべき事項はありません。</p>	
<p>発行済みの出資対象 事業持分の総額</p>	<p>新規募集のため、現時点で記載すべき事項はありません。</p>	
<p>配当等に関する事項</p>	<p>1 配当等の総額 配当等の総額は、新規募集のため、現時点で記載すべき事項はありません。</p> <p>2 配当等の支払方法 当期分配金の分配は、各計算期間の末日から60日以内の営業者が相当と判断する時期に、本出資金の返還の分配は、営業者が相当と判断する時期に、それぞれ営業者が取引口座に送金する方法により行うものとし、お客様は、営業者が別に定める出金手続きにより出金するものとします。</p> <p>3 配当等に対する課税方法及び税率 利益配当に関しては、営業者が分配時に20%（平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に確定した利益配当に関して復興特別所得税を含めた20.42%）の所得税を源泉徴収いたします。なお、税率は現在のものであり、将来にわたって保証されるものではありません。</p>	

重要事項説明書（契約締結前交付書面）

	総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額	新規募集のため、現時点で記載すべき事項はありません。
	出資対象事業持分一単位当たりの総資産額、純損益額及び配当等の金額	新規募集のため、現時点で記載すべき事項はありません。
	自己資本比率および自己資本利益率	新規募集のため、現時点で記載すべき事項はありません。
	出資対象事業が有価証券以外の資産に対する投資を行う事業であるものである場合にあつては、当該資産に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 資産の種類ごとの数量及び金額 本対象事業の対象となる資産は、借入人に対する貸付債権であり、その金額は本貸付契約に定める貸付金額となります。 2 資産の金額の評価方法 貸付金額が、貸付債権の評価額となります。 3 資産の総額に占める割合 本対象事業における資産は本貸付契約に基づく貸付債権のみとなります。

<営業者の概要>

商号等 ロックハワードレンディング株式会社

本店所在地 〒103-0027
東京都中央区日本橋2-8-6 太陽生命ひまわり日本橋ビル4階

資本金 金80,000千円

主な事業 貸金業 東京都知事（2）第31634号

設立年月 平成28年9月

連絡先 電話番号： 03-3516-2355（受付時間 平日9:00～17:00。祝日等を除く。）
email : info@lockehallard-lending.com
url : http://www.lockehallard-lending.com

<当社の概要>

商号等 ロックハワード証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第73号

本店所在地 〒103-0027
東京都中央区日本橋2-8-6 太陽生命ひまわり日本橋ビル4階

資本金 金393,125千円

主な事業 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業

設立年月 平成12年7月

金融商品取引業協会への加入状況 日本証券業協会加入
一般社団法人第二種金融商品取引業協会には加入していません

認定投資者保護団体 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（第二種金融商品取引業に限る。）
連絡先：0120-64-5005（月～金/9:00～17:00。祝日等を除く。）

苦情処理及び紛争解決の体制 認定投資者保護団体である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが実施する苦情処理手続及び紛争解決手続を利用しております。
連絡先：0120-64-5005（月～金/9:00～17:00。祝日等を除く。）

連絡先 電子取引事業部（受付時間 平日9:00～17:00。祝日等を除く。）
電話番号： 03-3516-2354
email : customer@willcrowd.jp
url : https://willcrowd.jp